

---

令和4年 第3回 (定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和4年9月14日 (水曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和4年9月14日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
  2. 大庭 澄人 議員
  3. 庭田 英明 議員
  4. 村上 定陽 議員
  5. 桜下 善博 議員
  6. 中田 元 議員

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
  2. 大庭 澄人 議員
  3. 庭田 英明 議員
  4. 村上 定陽 議員
  5. 桜下 善博 議員
  6. 中田 元 議員

---

出席議員 (12名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 桜下 善博君  | 2 番 村上 定陽君  |
| 3 番 三浦 浩明君  | 4 番 桑原 三平君  |
| 5 番 河村由美子君  | 6 番 松蔭 茂君   |
| 7 番 河村 隆行君  | 8 番 大庭 澄人君  |
| 9 番 藤升 正夫君  | 10 番 中田 元君  |
| 11 番 庭田 英明君 | 12 番 安永 友行君 |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

---

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、9番、藤升議員の発言を許します。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、改めましておはようございます。日本共産党の藤升正夫でございます。

初めに、真田にあります閉校した六日市学園施設、延べ床面積5,770平米を町長が突然解体から活用へ方針転換したことに関連し、町長にお聞きをいたします。

町長は、今年7月4日の議会全員協議会において、旧六日市医療技術専門学校の校舎図書館等、以下学園施設といいますが、これを六日市学園との契約どおり学園側が解体撤去し、町有地を更地に戻して返してもらう方針から、学園施設を存続させ、利活用する方針へ転換することを表明し、来年の3月に六日市学園のみなし法人から施設を譲り受け、4月1日には地域再生推進法人と普通財産無償貸付契約を結ぶ予定としています。

事態は利活用の方向で進んでいるかのように見えますが、一方で、町内の方からは、町のお金

がそこにつき込まれるのではないか、古い大きな建物をどうするのかと批判的に捉える意見が出ていただけでなく、これも広報よしか号外が出てから、もっとはっきりと、学園施設を解体し、町有地を更地に戻し返してもらうことを主張される方が何人か現れております。

学園施設の活用方法については、8月16日の全員協議会では、法人の基本理念、ビジョン、将来の見通しを練り上げていくのが先決ということで、具体的な活用に向けた案はありませんでした。その後の活用に向けた検討の状況についてお聞きをいたします。

併せて、校舎、図書館とも消防法における不特定多数の人が出入りできる施設であるのか、端的にお答えいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日もどうかよろしく願いいたします。

それでは、藤升議員の1点目でございます。六日市学園に関わる案件でございますが、まずは通告にありますこの学園、校舎等の活用方法についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、施設の活用に向けた検討状況についてでございます。

御案内のとおり、かねてより町内有志の皆さんが、一般社団法人の設立に向けた議論と準備をしておられるわけでございます。その場に企画課職員も同席をさせていただく機会がございますので、その状況等を踏まえてお答えをさせていただきたいと思っております。

これまで有志の皆さんにおかれましては、「オーガニックウェルネスタウン」の理念を軸に、具体的な施設の活用方法といたしまして、レストラン、カフェ、スポーツ合宿の宿泊研修、地域交流スペース、サテライトオフィス、産直・特産品販売、吉賀高校生の支援、あるいは社会教育施設、移住促進住宅等の案を検討しているというふうに伺っております。

また、施設で行うプログラムといたしましては、経済産業省が取り組むリビングラボ活動、健康増進プログラム、健康診断、介護予防運動等の案を検討しているというふうにも伺っているところでございます。

引き続き定期的な情報交換の場が持たれるようでございますので、行政のほうといたしましても、積極的に参画をしてみたいというふうにも考えているところでございます。

それから、後段の校舎、図書館について、このことにつきましては、みなし法人のほうへ御照会をかけたところでございます。

校舎の用途は、専修学校でございます。また、図書館も同一敷地内であって、教育の一環として使用されておりました。用途は、専修学校でありますので、特定の人が利用する非特定防火対象物という回答でございました。

なお、先ほど、私の回答の中で、経済産業省が取り組むリビングラボの活動というような事業を御紹介をさせていただきました。これにつきましては、いろいろ解釈はあろうかと思っておりますが、

一般的には社会の複雑な課題を住民と企業との協働提供者が一緒になって生活環境で実験し、これ、「共に創る」という意味でございますが、共創と実装と評価と改善から新しいサービスや商品を生み出す一連の活動のことをいうようであります。いわゆる社会にとって善となる事業を関係者の皆さん、企業も含めて一緒に取り組んでいこうというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ちょっと後半分かりにくかったので、もう一度確認させていただきます。校舎、図書館とも不特定多数の人が出入りできるかできないか、その点お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど御紹介いたしましたように、旧六日市学園につきましては、非特定防火対象物ということでございますので、いわゆる利用される方が、現状では限定をされるということでございます。今法人を立ち上げようとしておられる方が一般の方ですから、専修学校とは用途の違う形で、広く門戸を開いて活用するということになれば、この法に照らし合わせた必要な設備等が求められるというふうに御理解をしていただくのがよいかというふうに思っております。

ただ、現状におきましてはそうした施設でございますので、そのような形で今お答えをさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） といいますと、不特定多数の人の出入りはできないというふうに私は受け止めましたが、間違っていたらもう一度お答え願いたいと思います。

次の質問に移ります。学園施設活用への方針転換による町財政への影響について聞きます。

町長は、地方創生アドバイザーから施設運営については地域再生法に規定する地域再生推進法人を設立、指定した上で、企業版ふるさと納税制度を活用し、企業からの財政支援等を受ければ、今後、大幅な町からの財政出動がほとんどないとの助言を受けたと説明をされています。

そこで、いくつか町の費用負担生じると思われる事項についてお聞きいたしますが、1つ目に施設運営のための費用についてです。

施設活用の仕方によって大きく変わりますが、町として年間の施設運営費はいくらくらいになるかという想定を持っているのか、また、事業展開によってはマイナスの決算となる場合が想定されます。生じた赤字分の全額を企業版ふるさと納税で賄うことができると考えるか、2点お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして町財政への影響ということで、まず2点についてお答えをさ

せていただきたいと思います。

この件につきましては、みなし法人から資料提供していただきまして、これに基づいて試算等をしております。一般的な維持費、いわゆる水道光熱費、それから電気、空調、消防、浄化槽の設備等のいわゆる保守料、火災保険、浄化槽維持管理費、電気工作物等の保安管理費等によりまして、こういったものを合算いたしますと、年間で約500万円程度の維持管理費用がかかるというふうに想定しているところでございます。

それから、後段の企業版ふるさと納税の目的等についてでございます。

これにつきましては、地方公共団体が推進する事業を寄附を通じて応援することでありまして、単に赤字補填のために寄附を充当するということは、これはやはり厳に慎まなければならないというわけでございます。この点はぜひ御理解をいただきたいと思います。我々も、当然そうしたことは想定をしておりません。

また、法人が継続して活動するためには、しっかりとした事業計画の策定が必要となってまいります。赤字を見込むことは想定されないわけでございます。

しかしながら、やむを得ない事情等によりまして赤字決算になったとき、こうしたときには、収益の改善を図るために、固定費の削減、それから変動費の削減、さらには売上高等の増加等、いわゆる運営をする団体のほうで、中長期的な視点で戦略を立てていく必要があるかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。ただいまの施設運営のところ、人件費についていくらぐらいであるというふうに見たか、再度お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 人件費は、これはみなし法人から頂いた資料にも当然あったらと思うんですが、これはあくまで、これまで学園を運営する上での人件費でありまして、新たに今度地域再生推進法人のほうがこの施設を運営するということになれば、当然その基盤になるのは一般社団法人というふうに想定いたしましても、いずれの法人様がどのような形で運営をするか、それに向けてどのような、先ほど言いましたランニングコスト部分と、それから人件費が必要なのか。人件費部分につきましては、特に法人の運営の根幹でもありますので、これについては今我々の段階で試算をするすべはありませんし、それを今我々の立場でそこを試算するのはいかなものかというふうに考えております。当然、それを準備しておられる、法人の立ち上げをしておられる団体様のほうでお考えになる案件ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、2つ目の学園施設周辺の改良のための費用についてです。

校舎、図書館とも、アスファルト舗装されたところから施設の出入り口までに、階段あるいは狭く舗装されていない通路があります。施設を利用するに当たって、利便性、バリアフリーを考えると、段差の解消と車両の通行に支障がないように改良が必要と思います。

この判断は、貸付先の法人が行うことになるのか聞きます。

併せて町長自身は、この段差の解消など、必要と思うかそうでないか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、いわゆるバリアフリーの件についてお答えをさせていただきます。

民間の創意工夫が最大限発揮されるように、民間に任せられるものは全て民間に任せる。これは、やはりこれから進めようとしている案件ではないかというふうに思っております。

それから、バリアフリーのいわゆる考え方でございますが、これは、御案内のとおり町で作成をしております公共施設等の総合管理計画におきましても、公共の建築物等につきましては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進するというところで考えておりますので、一般的に申し上げますと、やはりバリアフリーは必要であるというふうに考えております。

ただ、先ほどのところと重複いたしますが、これらの案件につきましても、これからその管理をやっていくという団体、皆さんのところでお考えになるところでございますので、町のほうからそれについての直接的な干渉をするべきものではないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 地域再生推進法人がされるということになると思うんですが、ここが施設を有効に活用するために、段差の解消など改修をしようとした場合に、必要な工事費はどのように調達されることになるのかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、行政の方といたしましては、これまでも全員協議会で申し上げたところでございますが、造りといたしまして、直接的に町のほうからいわゆる公費をとということになるわけでございますが、その財源といたしましては、今、制度設計をしております企業版ふるさと納税のほうでまずは財源を求めていきたいということでございます。これを企業の御厚意で頂くその財源を、地域再生推進法人のほうに何がしかの制度設計をして、お支払いをするということになろうかと思っております。

ただ、その企業版ふるさと納税の財源だけでは当然賅えない部分もあろうかと思っております。こういうふうになりますと、そこの不足する部分につきましては、地域再生推進法人のほうで、管理

をする団体のほうが財源を求めていかなければならない、こういうことになりますので、その場合はやはり民間資金等を活用するというのも想定されるのではないかというふうに考えているところでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、今、その前段の地域再生計画を作って国のほうへ申請をしている状況でございまして、これが順調にいけば11月の下旬には御承認が頂けるだろうと。そうすると、企業版ふるさと納税を受ける体制ができるということでございますので、その準備を行政のほうといたしましては進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の答弁では、ふるさと納税で足りない分を民間資金の活用ということで言われました。具体的にどのような資金が活用できるというふうに町としては考えているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これも、手続きのところで申し上げたかと思いますが、地域再生推進法人の申請をする準備ができましたら、できましたらというのは、先ほども言いましたが、地域再生計画を内閣府のほうに認めていただける、承認を頂くということが大前提でございまして、それが承認を頂きますと、地域再生推進法人の受付ができてくるということになりますので、その段階で申請を頂いて、審査をして、町が地域再生推進法人として承認をいたしますと、今度はこの地域再生推進法人が公共的な団体というような位置づけになります。そういったしますと、いわゆる一般的な民間ではなかなか受けられないような財源が、国のほうから準備をされるわけでございます。

今、私のほうで、こういったものがあるというそのメニューを全て申し上げるわけにはいきませんが、そうしたことを活用していただいて、地域再生推進法人が財源を活用されるというふうに考えています。

ただ、これは以前、9番議員のほうからもお話がございましたが、それがオールマイティーに全て使えるというものではないというふうに思います。いろいろな条件があったり、ハードルがあったり、そうしたことは当然あるかと思っておりますので、それぞれの内容の中で使える財源として、推進法人としてのその活用をしていただくということになるかと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の補助金等ですけども、例えば特定地域再生事業費補助金というものがございます。これは、既存遊休施設の改修も対象となっているわけですけども、内閣府の資料を見ますと、応募しても選定されないケースがあり、例えば事業が失敗したら返さなくてはならないとか、このような条件のついたものもございます。

ですから、なかなか確定して、これが使えるというものというのはほかにもありますが、例えば公共団体からの資金が出されていなければならないとか、そういう条件も付されたりしておりますので、参考のために申し上げておきます。

3つ目の質問に移りますが、大規模修繕のための費用についてお聞きをいたします。

学園施設は1993年、平成5年に建設をされております。建築後29年たっており、消火栓などの消防設備、屋根や壁の防水と強化、給排水設備、空調・電気設備などの大規模改修が必要になると思いますが、その判断も地域再生推進法人がするというのでいいのか、また、その費用はどこから出ることになるのかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これにつきましても、先ほど来答弁させていただいている内容と多分重複をする部分があるわけですが、民間の創意工夫が最大限発揮されるように、民間に任せられるものは民間に任せて、効率を高めていくことが必要であるというふうに考えております。

また、改修費用につきましては、民間資金等を活用することや、先ほど申し上げました企業版ふるさと納税、こうした財源を活用していただくということを想定しております。

なお、維持管理それから原状回復のための基本的な補修工事につきましては、みなし法人のほうで行うということになっているところがございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の御答弁の中に、企業版ふるさと納税ということが上がっておりますが、現状においてはこの制度、令和6年度末ということになっておりますが、7年度以降もあるというふうになっているのか、その点確認します。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 期限のことについて、私もまだ具体的なことは承知しておりませんが、やはりこれは今、地域再生法が制定をされて、さらに総合戦略を各自自治体で立てて、それぞれ創意工夫しながら官民協働で地域づくりに頑張っていきなさいということ、まさに国、内閣府が旗振り役で提唱しているものでございますので、そのいわゆるはしごを外されるということは、私は考えたくもありませんし、そうしたことは、私はないであろうというふうに考えております。

町の総合戦略も今第2期目に入りまして、令和4年度から令和8年度までの第2期計画をつかって、まさに今年度スタートを切ったばかりでございます。そうした最中で、そうした国の制度がなくなるということは、私は想定をしておりません。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 4つ目に施設を利用しなくなった後、あるいは法人が契約解除したときの施設の解体撤去費と植栽部等を除去し、更地にする経費はどこから出すことになるのか



お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 5回目の質問のところでございますが、この点につきましては、事業期間の終了時での撤去、原状回復費用を当初の貸付契約の時点で、あらかじめ具体的金額等を示して、想定をしたといたしましても、事業を終了段階での施設等の周辺状況、それから撤去等に係る規制等の状況によって、大きく変わってくるというふうに思います。現実に必要な費用と多分に乖離することが想定をされます。

したがって、将来的に、今、9番議員のほうからお話のありましたような解体撤去をしなければならない、そうした時期が明確になる段階で、管理者と事前協議することが適当であるというふうに考えております。

こちら辺りににつきましては、これは全協のところでも御質疑等がほかの議員のほうからもあったかと思いますが、やはり無償で貸付けをする契約を来年の春にはするわけでございますが、そのときに地域再生推進法人となられる団体のほうとしっかり協議をして、そこら辺りの協議を詰めておく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 将来的なところで協議もされるということではありますが、先般の全員協議会で担当者がこのように答えております。「解体を現段階で費用の中に見込むということはなかなか難しいというふうに思っていますが、そうはいつても将来的には必要な費用になってまいりますので、4月以降の管理者との協議をその都度していく必要があるというふうに考えております」と、今の町長の答弁と同様であるというふうに思いますが、将来の負担になるものであるからということで、そのことのリスクを考えないというのは、私は問題があるんじゃないかというふうに考えます。この点についてはまた後ほどと言いたいところですが、やはり今聞いておきます。

町長は、先般の全員協議会、これは10番議員の質問に答えた中でありましたけれども、「破綻をした場合というのは、これは当然でございますが、私は今想定をしておりません」という、リスクに対する評価を避けていたと私は思います。

しかし、この想定していないという言葉聞いた議員は、不安の程度を引き上げた、少なくとも私はより不安の程度が上がりました。リスクに対して評価し、対策を打つことがあってこそ提案される事業の安定度を増すものと考えます。なぜ、リスクの評価、解体の費用について検討しないのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） リスクを回避というか、そうしたことはございませんで、当然、先ほ

ど申し上げましたように、最終的な解体撤去等が必要になる、そういった類いのものが発生するという事は、これは可能性としてゼロではないわけでございます。そもそも形あるものがございますから、いつかはやはり解体をしなければならない時期というのはその法人のあるなしにかかわらず、それでもってやっぱりあるわけですから、そこは当然考えなければならないと思います。

そうしたことも含めて、先ほど言いましたように、現状ではやはり金額の想定は難しいけど、その案件については今度運用していただける地域再生推進法人さんのほうと町とで協議を事前にして、あらかじめの契約がそこには必要だと思えますけど、しかるべきときにはまた具体的な協議をしていきたいと思います、こうした趣旨のことをやっぱり決めておかなければならないというふうに思います。決して現段階でそのリスクがゼロというふうに言ったつもりはございません。

それから、そうした事態は起こらない、いわゆる計画が破綻をしないというような発言があったということでございます。まさに今、プロポーザルをやって応募者がなかった、これによってやはり契約どおりに更地に戻して、解体撤去の上、更地に戻して町のほうへ土地を返していただく、こういうことで進んでおりました。御案内のとおりでございます。それから、今年の4月以降のところでは大きな動きが3点あった。これは改めて申し上げますけど、そうした中で方針転換をさせていただいたということでございます。

その上で今、みなし法人さんも事務を進めておられます。それから、住民の皆さんも、法人立ち上げについて準備をしております。行政も、もちろんそれに向けた事務を進めているわけでございます。そうした中であって、最悪の事態を想定をして、皆さんが事を進めるということは、私はないと思います。

我々行政も、どうにかしてみなし法人さんの動き、あるいは住民の皆さんの動きが円滑に進むように汗をかかさせていただいておるところでございますので、そうした中で、繰り返し申し上げますが、この事業がいい方向にならないということは言うべきではありませんし、そうした気持ちを私は今持っていないということを改めて申し上げておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、プロポーザルの関係のお話もありました。なぜ応募者がいなかったかということについては、私は、やはり最後は解体撤去し更地にして返さなければならないという条件がついていたというふうに、そのことが一つの大きな要因になっていたというふうに考えます。

それでは、次の質問に移ります。方針転換に至るまでの役場内の動きについてお聞きをいたします。

みなし法人である六日市学園の関係者は、今年5月の連休明けには解体工事に入りたかったが、

吉賀町から止められていたと私に話をされました。

解体工事を止める依頼をした理由は、真田のグラウンドそばにある交流研修センターの下水が、今も学園校舎裏の合併浄化槽で処理されているため、下水の流出を止められないという理由だったかお聞きをいたします。

また、学園側が現況復旧相当の改修後譲渡する話を町が受けたのは何月何日であったのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段で御質問がございました、この解体工事を止める依頼をした理由云々というところでございます。

今少しお話もございましたが、真田のグラウンドそばにあります交流研修センターの下水が今も、今もというか、現状では学園校舎裏にあります合併浄化槽で処理をされているわけでございます。この下水の流出を止められないという理由でございました。それから、当然それに対しての検討が我々としたしましては必要だったということからでございます。

それから、学園側、いわゆるみなし法人のほうから、現況復旧相当の改修工事後、譲渡の話を受けた日にちでございますが、具体的には、日にちちょっと私も掌握しておりませんが、6月の中旬であったというふうに私は覚えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の下水の処理の問題で、工事を止めたというふうにお聞きをいたしました。

それで、話が戻りますが、解体撤去から方針を転換するまでに、下水処理について詳しい職員に交流研修センターの下水処理に関する相談を町長はされたのか、お聞きをいたします。

また、庁議、管理職の方々でされる庁議ですが、ここで意思決定を伝達したとの説明でしたが、方針転換を決める前に、物流の拠点等であれば産業課、中学生、高校生のための活用なら教育委員会であったり、総務課というように、役場内の意見を先に聞くことをしなかったというふうに、私は受け止めました。なぜ先に役場内でもう少ししっかりと話を聞いて、それから決断できなかったのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、下水の件についてでございます。

役場のセクションでいいますと、柿木の地域振興室長、それから建設水道課長には相談はどうだったということでございます。当然、現在の担当部署でありますし、かつてその部署で担当しておった管理職でございます。当然、詳しい職員であることには間違いございません。

ただ、交流研修センターにつきましては、現状、今の段階では、企画課、教育委員会が所管を

しております。当然、そこで浄化槽の、小さい技術的なこと、工法等についてはなかなか掌握し切れない部分もあろうかと思いますが、この設備の構造等につきましては、十分承知している職員等がおりますので、そちらのほうでいろいろ検討させていただいたということ。

それから、全協でも申し上げましたが、今は所管課が企画課になっています。これは、地域活性化、地域再生の観点で、今、方針転換しましたので、企画課になっておりますが、それまでは六日市病院の関係もありましたので、学園の関係ということで、医療対策課のほうで所管をしておりました。したがって、医療対策課、企画課、教育委員会のほうで検討を行ったということでございます。

それから、応援しようという企業様が数社あったということもあって、なかなか企業情報もあったということで、我々も気持ちの中では少しでも早く公表したいと思いつつも、相手様がおられることとございますので、やはりそこら辺りにつきましては、そうした企業様への気遣いも必要だったということで、幾らか情報発信が遅れたということは御理解をいただきたいと思っております。

それから、お話のありました庁議でいわゆる情報を伝える前に、利活用について、物流拠点ということであれば産業課、それから、中学校、高校生のために活用なら教育委員会、総務課、こうした御質問でございます。

そもそも今進めようとしておりますのは、地域再生推進法人で、民間レベルでその活用を考えていただきたいというのが第一義的なこととございますので、ですから、利活用は民間のほうで考えていただくということになりますと、前段で行政のほうで、この施設を何に使いたい、これに使いたい、ああしたいというのは、私はやはり順番からすると、これは間違っていると思っております。

利活用を検討していただきたいという要望が上がってきました。ですから、その要望の趣旨に沿って、意見交換会をさせていただいたり、そうした形で今物事を進めているわけとございます。あくまで民間レベルでそうしたことを考えていただくというのが、やはり必要な部分とございますので、あらかじめ行政のほうとして、こういうことで使っていただきたいということで、それを提示するというのは今回の民間で頑張ってくださいという趣旨からは、少し私は外れていると思っておりますので、今御指摘のあったようなことにつきましては、あらかじめ役場のほうで検討したという経過はないということとございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 私が思ったのは、どう使うかという問題ではありません。そのことが町の全体にとってどういうふうに影響するかという意味でありましたので、それだけはお伝えをしておきたいと思っております。

それでは、利活用の検討に当たり、押さえることについてお聞きをいたしますが、私も学園施設の利活用で、新たなにぎわいが出てくる可能性について、十分かどうかは別にしてあると思います。

現在、学園施設の有効活用を求める署名を集められた住民有志の方々のところで、いろいろな可能性について議論されていると思いますが、町長は施設の有効活用を議論するに当たって、重要となるポイント、抜かれないで検討してほしいと思っている項目があれば、御紹介を願いたいと思います。先ほどの御答弁では、民間レベルで考えることということでありましたが、改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 利活用の検討に当たって、行政として押さえておくべき事項ということでございます。

先ほど来申し上げておりますように、今、法人の設立に向けまして、住民有志の皆さんが、本当に熱心に議論なり準備をさせていただいているところでございます。

その中で形成された理念、ビジョン、これはまだ確定したものではないかと思いますが、これに基づきまして建物等を利活用することによって、これまで行政が担ってきた公共サービスを地域住民や事業者の協働によって実現するというのを、ぜひ実現してもらいたいというふうに思っています。

これが、これまでの言葉で言うと、官民連携、官民協働ということだと思いますが、今言われておりますのは、「新しい公共」ということでございます。そうしたことで踏まえて、やはり広がりのあるそうした施設になるように、ぜひ関係の皆さんには御努力をさせていただきたいというふうに思います。

ということになりますと、やはり地域の抱える課題を自ら解決していくために、地域住民や、あるいは民間の企業といったあらゆる方々に御努力をいただいて、自発的に活動できる、そうした場をぜひつくり上げていただきたいというふうに思います。

とにかく行政、役場がやりますと、型にはまったような、なかなか実際ものをつくっても、形をつくっても、システムをつくっても、結果的にそれがうまく運用しない、費用対効果でいうと、どうしたものか、いかななものかという、よく御指摘も頂くわけでございますが、そうではなくて、本当に今、民間、地域で求められているようなものを、皆さんで膝を交えて考えていただいて、それにそぐうような施策を展開をしていただく。そうすれば、おのずとそこにはやはり無駄は出てこないというふうに思います。求められるものをやはり実践をしていくわけでございますので、それを求める方がよりその施設に集まっていく、にぎわいが創出される、そして最終的には地域が振興する、活性化をする、こういうふうな形になるわけでございますので、これま

で行政が行ってきた公共サービスの部分を民間レベルでできることはやっていただく、これが新しい公共でございますので、そうした視点をぜひ全て御議論なりをしていただくと、私は非常にいいかなというふうを考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 続きまして、解体撤去への方針の再転換を求めてお聞きをいたします。

町長の方針転換の決め手の一つに、学園施設の有効活用を求める署名の存在があったということですが、もう一度よく要請趣旨を一字一字追って見ていただきたいと思います。

要請趣旨にあります施設は、よい状態を保っていますか。これだけの規模の施設を吉賀町に建設することは不可能だと思われ、とありますが、古くて大きな施設はそれだけ多くの管理費用が発生します。解体したものは元に戻せません、そのとおりです。しかし、解体費用は発生しません。その跡地に本当に必要なものを新たに造ることができます。

真田グラウンド「よしかみらい」、交流研修センターと学園施設跡地を面で捉えると、いろいろな景色が見えてきます。大人も子供も高齢の方も、体と頭を使い、遊び、交流できる場所として、特に子供たちにとって、思いっきり体を動かし友達と遊ぶ中で、頭も体も伸びていくと思っておりますが、吉賀町には気軽に寄れる児童公園がありません。健康とスポーツのために、食育から体のケア、けがをしにくい、病気になりにくい体づくり、日常のストレスを解消し、個々人に合った予防医療、病気を防ぎ、早期発見・早期治療、病気の回復、再発防止、これは予防医療と言われておりますが、これらを含めたプログラムの提供ができる施設があればと思っておりますが、これら全体を調整し動かしていく人材の存在が鍵となっていると思っております。

また、それぞれの部門ごとの専門のスタッフの確保、設備などの運営のための費用の捻出と、利用者、需要の開拓のための宣伝など、短期間での調整は困難だというふうに感じております。

7月に、地方創成アドバイザーから、吉賀町に関心を持っていただいている町外の会社4社のうち3社の紹介がありました。ビル管理会社の合人社計画研究所、年商477億円、業務用卸売スーパーのアクト中食株式会社、売上170億円、レストラン居酒屋事業のインスマート株式会社、年商39億円、もう一社が上場企業ということで、本当にありがたいことだと思います。

また、署名に協力された方々にも、更地のところからPPP、PFIという行政と民間が連携し、民間の資金とノウハウを活用して効率的・効果的に公共サービスを提供する戦略的手法の活用を含め、町民にとって有益な施設のあり方、利用目的に合った大きさの施設を改めて検討していただくことが望ましいのではないかと考えます。

ゼロから造ることを考えてはどうでしょうか。これまでの議論、作業、経験、これがそのまま生かされる道だというふうに考えます。みなし法人の期限は、来年の3月末までです。今、町長

の決断が求められています。

六日市学園の創始者への感謝の気持ちは、私もあります。だからこそ、生まれ変わった跡地が、多くの人に楽しみとゆとりをもたらしてくれましたと報告できるものにするのも、感謝の表わし方だと思います。使用目的、まだこれと特定のことはなっておりません。みなし法人の現況復旧への支出、これが行われる前にみなし法人に契約どおり施設等を解体撤去していただき、町有地を更地に戻して返還してもらうことへの再転換を町長に求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまでも繰り返し申し上げておりますように、まず、この間非常に大きな動きがあったということでございます。

まず、1点目は、1,075名の署名が添えられました要望書が提出されたということでございます。それから、2点目は、利活用したいという企業様、あるいは地域の皆さん、住民の皆さんと一緒にこの利活用を考えてみたいという数社の企業様が現れたということでございます。そして3つ目は、何よりみなし法人様のほうから、現況復旧程度の補修後に建物を譲渡したいというような新たな御提案の準備があるというようなこと、こうした3つの大きな動きがあったということは、繰り返し申し上げているとおりでございます。

また、建物等を利活用することによりまして、住民の皆様の健康増進や地域福祉の向上、さらににぎわい創出にも寄与していけるものと思います。

それから、今、委員の方からも御紹介もございました。今、方針転換をさせていただきましたが、やはりこの方法が、この地で開校以来30年という長きにわたって医療、介護や地域振興において貢献をされてこられました六日市学園創始者様をはじめ、関係者の皆様の志を継承できる私は唯一の方法だというふうに考えております。

そのことをやはり考えると、熟慮に熟慮を重ねたわけでございますが、結果的には7月の4日、全員協議会のほうで方針転換をしたということをご報告をさせていただいたところでございます。この方針に向かって、やはり突き進んでいくというのが今の私のスタンスでございます。

それから、先ほど御紹介もありました。いろいろなことで活用したらということで、具体的には健康増進のことであつたり、そうしたことも議員のほうからもお話がございました。

今回のこの六日市学園のことで通告がありました。最初、こちらのほうで答弁させていただきましたように、まさにそうしたことも含めて、今、有志の皆さんは協議をしておられるということでございます。これは、今からそれを具体的にどうしていこうかという議論の途中でございまして、それをやはり我々といたしましても注視をしていかなければなりません、今の中でそうした施策の落とし込みが十分できるわけでございますので、今、9番議員が言われるそうしたことも含めて、いずれ本日の会議につきましては、会議録あるいはケーブルテレビ等で放映をさ

れまして、関係者の方も、御発言の内容については御理解をされる場面があるかと思いで、ぜひ、今も御発言があった内容も含めて、団体のほうで、有志の皆さんで御議論を重ねていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、時間も少なくなってまいりましたが、学園施設をめぐる議会に対しての町長の姿勢についてお伺いをするわけですが、7月4日の町長の学園施設活用への方針転換表明の翌日に、議会では議員3人が議長に学園施設のあり方についてという協議すべき事件を示し、議会全員協議会開催請求を議長に提出し、議長は町長に全員協議会への協力を依頼しましたが、実際に開催できたのが1か月以上後の8月16日でした。

地方自治法では、議員が首長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができ、町長は請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないと定めています。

全員協議会は臨時会ではありませんが、吉賀町議会全員協議会規程で、議長は招集しなければならないとしており、7月4日のところでみなし法人化すれば、ぎりぎりのところだったという町長の御発言もあるように、すぐやらなければならない事件について、なぜ町長は急いで全員協議会開催に向けた協力ができなかったのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議会に対する姿勢のところでお答えをさせていただきたいと思ひます。

今、議員のほうからも、通告内容に対しての説明等もあったわけですが、繰り返しになるかも分かりません、お許しを頂きたいと思ひます。

全員協議会につきましては、重要な問題等について議員全員が集まって開かれる会議でございますので、その限りにおきましては本会議と同じでございますが、執行部から説明を受けたり、意見を述べたりする場であるというふうに考えております。

議員の御指摘される地方自治法の規定につきましては、臨時会招集に関連する条項でございますので、通告にありました全員協議会の開催とは異にするものでございまして、そこには適用されないというふうに理解をしております。

また、開催が6週間後の8月16日になった要因についてでございます。

議長から7月5日付で全員協議会開催招集を提出されたことの報告があったのは、恐らくその日ではなくて、あまり日にちはたっていないかと思ひますが、数日後であったというふうに記憶をしております。

そうした状況の中で、端的に申し上げまして、私とそれからアドバイザーとなります吉長先生との日程調整が本当につかなかったというのが正直なところでございます。これが一番大きな要



困でございました。

そして、いずれにしても全員協議会を開催をしていただいで、そこで説明をするというからには、やはりしっかりした資料の作成も必要なわけでございます。その資料説明、資料準備にもかなりの時間、日数を要するということが想定をされました。

したがいまして、まずは私とアドバイザーの吉長先生とのスケジュールがまず合わなかったということ、特にこの時期がコロナの関係であったり、それからお盆の前は、後々考えれば台風等もあったわけでございますが、それは後刻の話でございますが、いろいろなスケジュールの関係で、日程調整ができなかったということ、それから資料調製に時間を要する、こうしたことをもろもろ勘案をいたしまして、結果的にお盆明け早々の8月16日の開催になったということでございます。この点につきましては、今申し上げたような理由でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 町長は、全員協議会に対してそういうお考えかもしれませんが、あのとき7月4日は、吉長アドバイザーからの話が中心で、町長とどうなのかというやり取りをするものではなかったと、私は受け止めております。

そういう中で、まず町長がなぜというところを聞く機会がすぐに欲しかった。だから、すぐに全員協議会開催をお願いをしました。全員協議会で、さっき説明されたものだから、全員協議会でやるほうがよいというのが私の判断でありました。

先般の全員協議会の中で、6番議員の質問に答える中に、具体化されたものは、こうして全員委員会のほうで御説明をさせていただくわけございまして、それに対しては云々とありますが、事態を変えるそのとき一緒に議会と考える、結論ありきじゃなく、結論を出す前に考えるということも、ぜひ、これからの議会との関係の中で考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 時間がないですので端的に申し上げます。

今回、決議案もあるようでございますが、議会との関係はやはり良好にしていくというのは私の務めでございます。いろいろな形でコンセンサスを図りながら協議を進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、9番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 大庭でございます。私は、2問の質問を出しております。

まず最初に、新型コロナウイルスの今後はということで質問いたします。

最近コロナは、物すごく以前よりも増えて、猛威を振るっていると言っても過言ではないと思います。いろんな、世間に影響も出ていると思います。コロナに関してはいろいろ難しい面が、町長もあろうかとは思いますが、分かる範囲でよろしいのでお願いします。

政府も、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、お手挙げ状態であり、経済優先という、こういう方向に転換してきていると私は考えます。この先どうなるのか不安でもありますので、以下の質問をいたします。

まず、コロナの威力は、以前よりも衰えているのか。いろいろな状況を見ますと、私は、衰えているとは考えませんが、町長はどのように思うのか、まずお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして大庭議員の新型コロナウイルスの今後はということで、项目的には7項目あるようでございますが、まず1点目のコロナの威力は以前より弱まっているかということで、答弁をさせていただきたいと思っております。

残念ながら、私もこうした案件についての知見がございませんので、担当課であったり、あるいはほかの情報等から整理をさせていただいて、答弁させていただくということにつきましては、お許しを頂きたいと思っております。

厚生労働省の資料によりますと、一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で、少しずつ変異していくものでございまして、新型コロナウイルスも、約2週間で1か所程度の速度で変異していると考えられております。ウイルスとしての毒性については弱まっているものの、デルタ株からオミクロン株へ変化しており、日本を含む世界各地で主流となっております。感染力については、従来より強まっていると言われております。今後、新たな変異株に対して引き続き注視していく必要があるかと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 次に、質問ですが、効果的な新薬は開発されているのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、効果的な新薬は開発されているのかということについてお答えをしたいと思います。

8月1日現在で、厚生労働省が承認している治療薬は8薬、8つとなっております。抗ウイルス薬3薬、中和抗体薬が2薬、免疫抑制・調整薬が3薬ございます。

軽症の方につきましては、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行います。また、軽症でも重症化リスクのある方につきましては、中和抗体薬や抗ウイルス薬の投与を行い、重症化を防止することとなります。

呼吸不全を伴う場合は、酸素投与や抗ウイルス薬、炎症を抑えるステロイド薬、免疫調整薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器等による集中治療を行うことがございます。こうした治療法の確立もあって、新型コロナウイルス感染症で入院した方が死亡する割合は若干低くなっているところでございます。

ただ、ここに来まして、全国的には死亡する方の数は増えているというような報道もあるわけでございます。

今現在の日本を含め、世界各国の製薬会社が開発しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 死亡者数が減ってきていると言われましたけど、最近、新型コロナウイルスの発症者数が増えているので、死亡者数が増えているのかもしれませんが、中国地方でも、各県で死亡されている。それも二、三人ではなく、10名近い数に上っています。これも、以前とは比べものにならないぐらいになっています。そこら辺でも、威力は衰えていないと思っております。

次の質問ですけど、新型コロナウイルスを今後はインフルエンザ扱いにするという動きがありますが、これに関して町長はどのように考えるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きましてインフルエンザ扱いにする動きがあるが、どうかということについてお答えをしたいと思います。

まず、WHO、世界保健機構が国際疾病分類を公表して、その中で、各国においてその国の法律に基づいて疾病分類を行っていきます。

日本におきましては、感染症法の取扱いとして位置づけられました。

最初に、指定感染症に分類されまして、令和3年2月の13日施行の感染症法の改正によりまして、新型コロナウイルス等感染症として別枠で分類をされました。結核やSARSなどと同様の2類相当とされ、国及び県等により、入院勧告、就業制限、消毒などの対応が必要となっております。

また、5類であるインフルエンザにつきましては、はしかなどと同様の分類でございまして、各医療機関の医師の診断により治療され、特に制限等の対応は必要ないこととなっております。

現在、国において制限等が必要な2類相当から各医療機関での診断により判断される5類相当に移行する動きがあるようですが、国が決定する事項でありますので、今後の推移を注視してまいりたいと思います。あくまで国の指示に従って、アナウンスに従って、我々自治体は動かざるを得ない、動く必要がございますので、そのような対応をしていきたいと思います。

今の御質問のあった件につきましては、これ、先般新聞にも報道されましたが、今月の1日に加藤厚生労働大臣が、これは、各社のインタビューに対してお答えをしたコメントが載っております。先ほど、私のほうから答弁させていただいたそのことではございますが、大臣のほうからはこうしたコメントでございました。致死率や重症化率はインフルエンザより高く、今後、新たな変異株が出てくるとも指摘されている。直ちに変更するのは現実的ではないと述べ、いわゆる2類相当から5類へ引き下げる、このことにつきましては慎重に考えざるを得ないというようなコメントもしておられますので、現状からすれば国の動向はそのような対応ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 政府も、話が一本化というか、そういうふうにはなっていないと思います。インフルエンザ扱いになると、いろんな影響を多大に及ぼすと思います。私どもも、自分事を言って申し訳ないんですけど、感染しますと重症化しやすいという可能性がすごく高いので、そこの辺で命を落とすという人も多数出てくると思います。この辺で簡単にインフルエンザ扱いにということになると、大変困るというふうに考えております。

次に、年齢のいった方や基礎疾患のある方は重症化しやすいが、これに対して町は、後手後手の国の方針に追随するだけでいいのか、その辺も私は考えておりますが、これに対してどう思いますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そういたしますと、まず高齢者の方や基礎疾患のある方は重症化しやすいが、これに対して町はどうなのかということでございます。

重症化予防対策としまして、現在、60歳以上もしくは基礎疾患を有しておられます重症化リスクがある方等を対象に、4回目のワクチン接種を実施しておりまして、9月末までには終了する予定でございます。また、国におきましては、オミクロン株に効果があると言われていた5回目のワクチン接種について実施することとなっておりますので、対象者や接種時期等につきましては、近日中に国より説明会等で情報収集する予定でございます。

感染拡大や重症化予防には、現時点では予防接種率の向上による集団免疫の獲得が最も効果的

な対策と考えているところでございます。

それから、大庭議員のお言葉を借りれば、いわゆる国の後手後手の方針に追随するだけでいいのかというお問い合わせでございます。

吉賀町のような地方自治体においては、専門職もおりません。新型コロナウイルス感染症に関しての知見も有していないために、国及び島根県等より示された方針に従い、必要な感染症予防、防止対策を実施していかなければならないのが実情でございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策として、圏域内の医療機関等からの支援等の要望に対しまして、現在、自宅療養者の生活支援やPCR検査費用の助成等を行っているところでございます。

今後も、引き続き可能な限り対応してまいりたいと考えております。

それから、町独自の対策についてのお話もございました。感染症法に基づきまして我々地方自治体ができることは、感染症対策を講じることでございます。感染症対策の基本原則に基づいた具体的な対策と対応といたしまして、3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底していただくよう、引き続き町民の皆様をお願いをしてまいりたいと思います。

先ほどの答弁の中で、ワクチンの接種のお話もさせていただきました。少し状況を申し上げたいと思います。これ、9月の5日現在の数字で申し上げたいと思います。

今、担当課のほう、それから会計年度任用職員も駆使して今、ワクチンの接種を鋭意取り組んでいるところでございます。今、5歳から11歳、12から17歳、18から59歳、60歳以上という、こうした幾らかの年代層に分けて整理もさせていただいておりますが、やはり高齢者の方の感染、それが重症化につながるということが非常に高いわけでございますので、60歳以上のところで少し数字を申し上げたいと思います。

もう既に町内では3回目を済まされた方は、率で申し上げまして92%でございます。それから、4回目を済まされた方、先ほど言いましたように、今月いっぱいには終わる予定でございますが、9月5日で申し上げますと約79%近い形になっております。

この数字は、以前は一部の新聞では、日ごとにこの率が上がっておりましたが、現在もそうした報道はされておませんが、間違いなく吉賀町のこの接種率は、非常に県内でも高いものだろうと思います。以前は、役場に対して接種の方法等について苦情等がかなり寄せられておりましたが、今はそうした苦情等のお電話も頂いておりませんので、比較的医療現場等では円滑に接種が進んでいるというふうに考えているところでございます。

それから、これは以前、私のほうからも情報提供させていただきましたが、これは私自身の情報の整理なんですけど、いわゆるそれぞれの自治体の人口に対して感染者がどのくらいいるか、

言ってみれば、そういった数字は別に気にする必要もないのかも分かりませんが、やはり町民の皆さんの命と健康を預かる私といたしましては、吉賀町の皆さんがどのぐらい感染しているのかというのは、やはり気になるところでございます。

ですから、保健所、島根県が発表する数字を日を追って毎日更新をかけて、私、データ処理しているんですが、これも9月の11日の数字で申し上げます。

8月1日現在の吉賀町の県の発表の人口が5,774人でございます。そのうち9月11日の夕刻5時の段階でございますが、その段階で感染をされた方が406人ございました。そういたしますと、感染率は7.0%、吉賀町の皆さんは約7%の方が感染されたと、こういった数字になります。

この7%というのが、島根県内の19の自治体の中でどのぐらいのものになるのかということで申し上げたいと思いますが、9月の11日現在で島根県全体の今のような島根県内の人口に対しての感染者で申し上げますと、11.4%でございます。一番少ないのは、奥出雲町の4.3%、逆に一番高いのは松江市の13.3%でございます。吉賀町のこの7.0%というのは、人口に占める感染率でいうと、低いほうから5番目なんです。

私が何を言いたいかという、ここに来てなかなかゼロという日が少なくなりましたが、それでも町民の皆さんが、役場のほうから発信をしていただく、さっき申し上げた3つの密であったり、それから、ワクチンの接種であったり、感染症対策、基本的なことに積極的に御協力いただいているおかげで、今7.0%、県内でも5番目に低いぐらいの率で収まっている、抑えることができているということをお伝えしたいということです。

ですから、引き続き毎月必ず号外でも発信をさせていただいておりますが、あらゆる機会を通じて町民の皆さんに基本的な感染防止対策を訴えていくのが、我々の今与えられている仕事ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、町長から町内の具体的な発生状況について御報告がありましたが、これは大変ありがたいことだと思います。新聞とかニュースなんかの報道によりますと、益田圏域ということで、町内に関しては一切報道しないということになっているので、私どもは、せめて町内には何名発生しました、ぐらいいは言ってほしいということが、多くの人からも寄せられています。今後も、町長が独自に知り得た情報を発表していただけたらと思います。

そして、次の質問ですけど、多くの元気な人のコロナに対する見方は、自分が感染しても軽症で済むので、あまり問題視せず、社会に出て行き、結果的にウイルスを広めてしまっており、それが蔓延してきていると私は考えます。

そして、年齢のいった方や体の弱い人、そして、基礎疾患のある方などが感染している現状を

町長はどのように考えますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、誤解があつてはいけませんので、確認の意味も込めて申し上げておきたいと思ひます。

先ほど、私自身の集計で、吉賀町で7.0%と申し上げました。9月11日の段階で406人と申し上げましたが、これ、私個人が知り得る数字ではなくて、これ、県のホームページと、それから吉賀町のホームページで数のほうは公表しておりますので、なかなかホームページのほうへアクセスできない方は難しい部分があるかと思ひますが、県なり町が公表している数字をベースにお答えをさせていただきましたので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

それから、今、お問合わせのありました軽症の方が問題視せず、結果的に広めて、高齢者や基礎疾患のある方等が感染している現状についてどう思うかということでございます。

議員が言われますような現状が、報道等で報じられていることは認識しております。国、島根県、地方自治体、個人それぞれができる感染症予防対策を徹底することを今後も引き続き実施していくように啓発に取り組んでいきたいと思ひます。

先ほども申し上げましたが、行政、我々地方自治体としてできることは3密を避けてください、手指衛生に配慮してください、それから、ワクチン接種をしっかりとってください、こうした啓発活動以外にはないわけでございまして、大元の指針を決めるのは国でございますので、国が示したその内容で感染防止対策を柱に、住民の皆さんにやはりその大切さを訴えていくしか方法がないわけでございまして、基本的なところを皆さんのほうへ、あらゆる機会を通じて情報発信をさせていただくことに努めてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 若者や元気な方が、あまり重症化せず社会に出ていく傾向にあるということに対して、あまりこういうことを言うてもいけんかもしれんけど、やはり吉賀町にとっては、老人やそういった人がかなりおります。そういう中で、何らかの対策まではいかないかもしれませんが、そういったことをアピールするというようなこともしてほしいと思ひます。

また、そういう現状に対して、ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんが、町長がどういうふうに考えるか、そこら辺をいま一度願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） なかなかこの感染拡大が収まらない。吉賀町も、一時期お盆前後には感染者数が増えて、今は少し人数的には落ち着いておりましたが、先ほど言いましたように、ゼロの日はほとんど、少なくなりました。そうした状況でございますので、基本的な感染防止対策を

皆様方に訴えていくしかないというふうに思っております。

このことは、事改まって違うことをするというよりも、やはり同じことを何回も何回も、あらゆる機会を通じて皆様方にお伝えするしか、私は、方法はないと思いますので、私自身もそうなのですが、町民皆さんがそうしたことをしっかり気に留めていただいて、対策を講じていくというのが一番効果の上がることだろうというふうに思っておりますので、繰り返しになりますが、そういったことにやはり配慮して、これからも対策を講じてまいりたい、取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） なかなか対策に対して、町が独自ということは難しいこととは思いますが、初めにも申しましたように、いろんな方面で影響が出ている、例えば、血液の、透析患者なんかにも、やりにくいという影響があるということ、あるいはいろんな病気に対しても、多分できないという影響が出てきているということ、社会や世間に対する対応の仕方なども、多大な影響が出てきております。そういう点でも、早い収束が見込めないという現状があります。早くこのコロナに対して、どうにかならないか考えているところであります。これは、町長も同じかと思いますが、今後も気をつけていきたいと思っております。

次の質問であります。六日市病院に対する支援をとということで、六日市病院に、今、ちょっと質問の中には入っていないんですけど、町が医療対策課を設けて、その途中経過というのをぜひ教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、病院支援をとということで、この本題ではないところでございますので、医療対策課のお話がありました。

これは、これまでお話をさせていただいておりますように、機構改革をしながら、とりわけ厳しい状況になっております石州会六日市病院の経営改善をする。そのための支援ということで、病院内、病院法人のほうに御理解をいただいて、スペースをお借りして、1室を今お借りをして、そちらのほうへ医療対策課ということで、管理職以下正職員、さらに会計年度任用職員が配置をしておるところでございます。

さらにそこからは1名、六日市病院の事務方のほうへ事務局長というポストを頂いて、町から派遣をさせていただいている。これは、任期付職員でございますが、そうした職員を配置をさせていただいているところでございます。

医療対策課の現状ということでございます。すべからく私が今手元にそうした資料を持っておりませんので、当然概略ということで御理解をいただきたいと思っておりますが、医療対策課をそもそも設置をいたしましたのは、かねてから申し上げておりますように、経営改善をしなければなら



ないということが第一義的な目的でございます。ですから、経営改善をする、そのために医療対策課を設け、そして、最終的には公設民営化という道があるわけでございますので、それに向けての事務も当然していくと、こういうことでございます。そうした趣旨で医療対策課を設けているということでございます。

日々の事務もそうでございますし、毎週水曜日には六日市病院のいわゆる内部会議でございますが、経営会議という経営に関する会議もあるわけでございますので、そちらのほうへ必ず参画をさせていただいたり、それから、法人のほうで今あります、いわゆるワーキング、そうした会議にも担当の職員が出向いて行っているというような状況でございます。

この件につきましては、ほかの議員のほうからも通告があるようでございますので、そちらのほうでまた詳しい報告はさせていただきたいと思いますが、まずは経営改善をするというのが第一義的な趣旨で設置をさせていただいたものでございますので、それに向けて今病院のほうといろいろ調整をさせていただきながら、対策を講じているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 手元に今ないということでありましたので、それは仕方ないことと思いますが、参加しております課長さん、あるいは副町長なども、今は手元に資料がないから分からないということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭議員、今の質問は通告にありませんので、特別に町長に答えていただいたので、これ以上の質問は止めてください。次に移ってください。

○議員（8番 大庭 澄人君） 分かりました。

今、六日市病院に商工会の方で募金箱を置かれておりますが、その募金箱に現在二十何万円か、ちょっと定かじゃないんですけど、もし町長分かっておられたらそれも答えていただきたいんですけど、これは、今、私の知る限りでは吉賀町の中で、六日市病院だけに募金箱が置かれていると思うんですけど、この辺を吉賀町でなくてもいいんですけど、いろんな場所、あらゆるところに置いて、もっともっと吉賀町民が本当に六日市病院を支援しているぞという声上がるような、そういった政策はできないものかお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、募金箱、「募金樽」というふうに皆さん言っておられるようでございますが、そのことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

本年の6月から、吉賀町商工会が、社会医療法人石州会六日市病院の支援につなげるために、病院入口付近の一角に樽募金を設置をされたところでございます。

六日市病院からの情報によりますと、募金等の樽には直接的な金銭、お金のほかに病院への熱いメッセージも入っているようでございまして、まさにその支援の輪が広がりつつあるというふ

うに私も感じているところでございます。

そのどのくらいの御寄附が今あったかというお話でございますが、これは商工会様があの募金樽を設置をされているわけでございますので、それを町のほうで、今、いつ現在でどのくらいお金があったかということ、これをお尋ねすること自体も、これはおかしい話でございますので、私はその金額は承知しておりませんし、それから私の、行政のほうでその金額を掌握する気持ちは、今はございません。あくまで商工会様と病院とのやり取りの中でその金額の確認をしていただいたり、有効に使うすべをやはり共有していただければ、私はそれで事足るんだというふうに思っております。

ただ、これは情報提供として申し上げますが、これらは六日市病院のほうで、石州会様のほうが毎月1回月報を出しておられます。皆さんのお手元にも届いているのかも分かりませんが、これ、月報の7月号にはまさにその樽募金のことが記事掲載をされておられまして、これは、こうした形で月報で出ておりますので、これ、皆さんのほうへお伝えをしてもいいんだと思えますけど、6月末時点で15万2,726円という金額だということが、この月報のほうで報告をしております。ですから、それ以後も当然設置がしてあるわけでございますので、今申し上げた金額以上のものが、募金として寄せられているのではないかというふうに推察をしているところでございます。

それから、お尋ねのありましたこの募金箱の設置場所を病院以外の町内の主要箇所に設置できないかの御質問でございますが、募金の実施主体でありますのはあくまで吉賀町商工会でございますので、商工会のほうでどのように考えておられるのかが、私のほうでは確認ができておりません。

ただ、町内全体に支援の輪が広がるということは大変重要なことでございますので、こうした樽募金箱、樽募金が設置をされたということは、吉賀町の広報でも、これは8月号のところでございますが、記事を掲載をさせていただいて、同様に皆様方の御協力を広報等を通じてお願いをさせていただいたということでございます。

また、町のほうといたしましては、町内出身者で組織をしておりますいわゆるふるさと会、今、出身者会、全国に4つございます。東京吉賀会、関西吉賀会、広島六日市会、山陽柿木会、この4つがあるわけでございますが、こちらのほうの会長様宛で、会員の皆様に地域医療を守るために、ふるさと納税という形で御協力をぜひお願いをしたいという文書を、7月の下旬に発送させていただきました。会長のほうを通じて、役員様あるいは会員の皆様のほうへ、そうした声が届けられているのだらうと思います。と言いますのは、民間レベル、商工会のほうでこうしたこともやっております。ですから、吉賀町を挙げて支援をしていきたいと思いますという意味で、ふるさと会のほうへそうしたお願いもさせていただいたということでございます。ふるさと会の地

域医療を守るというカテゴリーがございますので、そちらの方へふるさと納税を今寄せていただいているという状況でございます。

なお、募金箱を病院以外の箇所にも町が設置してもらいたいという今回の質問の趣旨もあろうかと思えます。

ただ、町といたしましては、募金箱を設置するのではなくて、あくまで経営改善計画相応の財政支援の履行という形で、病院を最大限支援をしていきたいということでございます。

これは、今回評価委員会で評価を頂いたこの経営改善計画の報告を受けて、町が定めた3つの方針のうちの一つでございますので、そういう形でこれからも六日市病院様に対しての財政支援で支援をさせていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町としてはなかなか難しいということでしたけど、町民としてやはり六日市病院を支援しようという心というのは高まっております。そういったことをどうして訴えたらいいのかという方法が分からないし、樽募金もちょっと目立たないというか、失礼ですけど、そういったこともあるので、町がもっと広めたらいいとお願いしたわけですけど、町民の声をもっともっとみんなのものとして立ち上げるという、そういったことは必要と思えます。そういう意味で言いました。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 最後に、岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 貴重な御意見ありがとうございました。樽募金のお話もございましたし、あらゆる形で町民の皆さんが、こぞって六日市病院、地域医療を守るために支援をしていくんだという意思表示していくというのは、これは大切なことだろうと思えます。町も、あらゆる機会を通じてそのことを発信していきたいと思えます。

それから、なかなか皆さん御存じないかと思えますけど、定期、不定期は別にして、今の商工会の樽募金のお話もございましたが、あるいはボランティアで、あの広大な六日市病院の敷地のエリアの清掃をしている方もいらっしゃるわけです。これは、なかなか表へ出ませんが、私は非常にありがたいことだと思います。決してそのことを情報発信するでもなく、それをもう定期的、私は、不定期、定期というのはちょっと分かりませんが、そうした姿を何回もお見かけしたことがございます。

いろいろな形で六日市病院の支援をする方法はあろうかと思えますので、大きいこと小さいこと、いろいろ想定されると思えますけど、それぞれの御立場で、町は町の立場でしっかり支援をさせていただきます。皆さんは、また違う立場でそうした支援ができることであれば、ぜひご協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、8番、大庭議員の質問は終わります。

ここで11時まで休憩します。

午前10時52分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番目の通告者、11番、庭田議員の発言を許します。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 庭田でございます。2点通告してあります。いずれも環境と持続性というテーマが根底にある質問であります。町長の姿勢を明確にお示し、御答弁を頂きたいと思っております。

ウクライナへの侵略により再び見えてきたこと、国のレジリエンスとは何かということであります。つまり、食料・水・エネルギーの自給の必要性、重要性が再確認されたときでもありました。

日本でも、生活面では食料、化石燃料（エネルギー）の高騰、また当町の基幹産業であります農業に関しても、肥料、農薬、ビニール等の資材、機械、特に肥料に関しましては、これJAの発表ですけど昨年11月から今年5月の比と今年6月から10月の対比で、最大の上げ幅は94%あったそうでございます。今年の米価がどうなるか分かりませんが、大変な負担になるということも町として考えておいていただきたいと思えます。

そこで、1点目の通告にありますように、エネルギーの自給と命を守る政策をとということで町長にお聞きしたいと思えます。

これは端的に言いますと、今計画されています風力発電の停止と小型バイオマスガス発電の提案であります。

まず、風力発電でありますけど、この件に関しましては同僚議員も一般質問の通告に出してありますので、あまり深く追求はしませんけど、この開発によりまして自然の破壊または自然体系の破壊、健康障がい、今さら申し上げるまでもありませんけど大変多くの事例が示されております。

健康障がいに至っては、移住者が次の町にまた移住しなければならなくなったというような事例もありますし、せっかくIターンを決めておった者がですね、断念したという事例も全国では多数出ております。

これは、今定住対策を一生懸命やってもこういうことがあると、なかなか定住には結びつかないという事例でもあると思います。

一方、宮城県ですけど川崎町という町があります。蔵王で有名なところでありまして、この町長、小山町長は、この蔵王の景観を守るために村井知事に何度となくその中止の申し入れを進言しております。

結局、宮城県は風力発電の建設は許さないという強い態度を示しておりますし、秋田県、青森県でも続いて、知事が表明しております。

つまり、知事を動かすのはその下の自治体であります。町長は本当に住民の生命、財産を守る覚悟があるのなら、このことはぜひ県の方に松江にも何回も行かれるわけですので、その辺のところの自分の御意思を示していただきたいということであります。

実は、有志と一緒に錦町に事業所がある地権者とむつみ村に営業所がある地権者のところに行ってまいりました。木谷はこの錦町の水源ですね、水源があるところです。ここの責任者の方、取締役の方がおっしゃっていることが頭に残っています。「何百年もかかって手入れして育った山を、たった20年の売電のために壊す愚行はしたくない」ということでありました。

今年、高津川に山口県からたくさんのアユ釣りが来られています。聞くところによると、これが原因かどうか分かりませんが、美和のメガソーラー、ここから出る濁り水が川に影響してアユが不漁なんだということも言われています。様々な面でこの自然破壊という取り返しのつかないことが今、中国山地で特に行われようとしています。

美和にも同僚議員と行ってまいりました。これはメガソーラーなんですけど、ゴルフ場の跡地を、ゴルフ場が実際頓挫して、その跡地を転売、転売で、今上海電力がここに30万枚のパネルを敷き詰めてメガソーラーを造っています。もう既にここも水源が枯渇して有害物質が出て、しかも川の濁りが出ているという大変な被害が出ています、1回壊した自然は、なかなか元には戻りません。ぜひ町長のその強い姿勢を県のほうに上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員のエネルギーの自給と命を守る政策をとということで、まず風力発電の開発についてお答えをさせていただきたいと思っております。

これは以前のところでも答弁させていただいておりますし、ほかの議員からもこの件については通告もこれまでございましたので、重複するかも分かりません。その点お許しを頂きたいと思っております。

メガソーラー、それから風力発電につきましては大規模な開発行為を伴うために、生態系、景観、防災など様々な分野への影響が懸念をされます。

本町及び岩国市、周南市で計画されております仮称でございますが、西中国ウインドファーム事業につきましては、今後事業者から環境影響評価で言うところの方法書が提出をされることとなります。この方法書には、昨年提出となった計画段階環境の配慮書に寄せられた住民の皆さんからの意見と、それに対する事業者側の回答が取りまとめられるということでございます。

町としましては、本風力発電計画について現時点におきましては中立の立場を取っております。計画に関する具体的な情報を持ち合わせていない段階での反対、あるいは賛成等の表明をすることは、やはり時期尚早ではないかというふうに考えております。

事業者へは、積極的な情報の開示と住民への十分な説明を求めるといたしまして、今後提出される方法書の内容をしっかりと精査した上で、町としての方針を検討してまいりたいと思います。

先ほど議員のほうからは、都道府県の下自治体というような発言もございました。私はあくまで都道府県は広域的な自治行政をあずかる団体であって、基礎自治体というのは、まさに住民の一番近いところで自治業務を行うということでございますので、上下の関係ではなくて同列で、やはり事務をしていくものだろうというふうに考えております。

そうしたことでありますので、町も昨年11月に、県の方から今回のその西中国ウインドファームに対する意見書の照会がございました。

この段階で、町の方からも県に対しては事業計画の見直しという形で、これは島根県が私は100%吉賀町の意向を酌んでいただいて、知事名で事業者の方へ意見を出していただいたというふうに認識しておりますが、吉賀町のほうからも、この段階でも本事業の実施による重大な影響を回避または十分に低減できない場合や地域住民等の理解が得られない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し、基数の削減及び事業の取りやめを含めた抜本的な事業計画の見直しを行うことということで意見表明をさせていただいております。

それをそのまま知事名で事業者のほうにも提出をしていただいておりますので、今吉賀町と島根県は同じスタンスで、これに対して対応しているというふうに認識をしているところでございます。

いろいろ任意団体のほうで勉強会とか講演会もしておるようでございます。私も実は7月7日には七日市公民館で行われました、とある団体の勉強会にも参加をさせていただきました。あらゆる皆さんの御意見をお伺いしながら、最終的には町の方針を決めていきたいというようなスタンスでございますので、御理解を頂きたいと思っております。

これまで先行した自治体での事例も今御紹介もございました。国は再生可能エネルギーを声高に言っておられます。私はこの政策を決して批判するものではございません。ただ、最終的にそのことが、その事業を進めることが住民の皆さんの不安が払拭できないということであれば、そ

れはやはり計画を見直しさせていただくべきであろうというふうに考えております。

そうしたスタンスでございますので、また近いうちに提出されるであろう方法書の内容を見て、また精査をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 私は、町長のその方法書が出てからとか何とかというような答弁ではなくて、むしろ吉賀町のリーダーとしてどう思っているのかというのをお聞きしたわけです。方法書が出てから間に合いますか。そのことを申し添えておきたいと思っております。

それと、メガソーラーもそうなんですけど、風力発電も中国の資本が随分入っています。Jパワーですね、中国の華潤電力というところと既に北京でパートナーシップを結んでいます。そういう面から言いましても、やはりここは各自治体が毅然とした態度で反対の意思を示すべきだと私は思います。

次に参ります。

小型のバイオマス化発電の建設をとということでお聞きしたいと思っております。

まず、中国地方のこの山間地の人々は、昔からたたら、木炭、シイタケ、ワサビ、あるいは里山を活用して暮らしてきたわけでありまして。

特に、豊富な雑木は、このたたらや木炭生産に大変貢献してきたわけでありまして、今日に至っては大変残念なことです。経営的に成り立たないということで、この山は放置されております。

それによって、毎回毎回集中豪雨なんかでテレビで映し出されるような山の崩壊による流木の流出によって、多大な被害が出ているわけでありまして。

当町でも、今森師が3名の方ですかね、作業道なりいろいろな林業の技術を習得しておりますけど、結局、点の政策だけですので、この人たちが技術を習得して、それじゃ町内でどこで働くのかということでありまして。

行政としたら、点の政策ではなくて山を生かすその円で、また循環できるその政策をつくらないと、いつまでたってもいくら協力隊を入れても、3年たったらまた次の協力隊を入れる、本当に税金の無駄遣いとは言いませんけど、何も生産できないこの不毛のやり方をしているんじゃないかと私は思っております。

そこで、結局木の駅プロジェクトも頓挫していますし、山だ、山を活用しようと何十年も言われ続けてきましたけど、結局今の状態であります。

そこで、ぜひこの資源を活用して、なおかつ経済を回していく、そういう仕組みをつくっていただきたいと思います。思っております。

このたびの9月議会の補正予算で、大変大きな光熱水費の補正予算が出ております。これらも

柿木の「すいでんくん」もそうですけど、こういう小型のバイオマス発電をしていけば、発電した電気を一応は中電に売るわけですけど、それを買い戻して町内で消費する、その会社も設立できるわけであります。

結局、地産地消、町内で生まれた金は町内で消費する、そういう仕組みをつくらないと、皆さん毎日毎日あくせくして働いて、それが町外に出ていく金なら意味がないわけであります。

北海道の毎回紹介しますが下川町では、ガソリンスタンドが既に将来の化石燃料の需要を見込んで、こういうチップとかペレットの販売を始めています。

やっぱりそういう仕組みをつくらないと、この94%ある山林の活用、しかもこれ大きな資産ですよ、町にとったら。これが全然生かされていないということは、本当に残念なことでありまして、ぜひこのことを検討していただきたいと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、バイオマスガス発電の導入についてお答えをしたいと思います。

吉賀町につきましては、御案内のとおり9割以上が山林でありまして、議員の言われるとおり、この資源を有効に活用して産業振興を図ることが最優先課題というふうに考えております。

昨今の流れといたしましてSDGs、持続可能な開発目標でございますが、これが示されまして、森林は水源涵養や土砂災害防止、木材資源の利用等公益的機能を有する再生可能な重要な資源として位置づけられております。

御指摘のようにバイオマスガス化発電は、これらの森林資源を有効に活用した再生可能なエネルギー活用として大変優れた活用方法であります。地域のエネルギー自給の観点からも大変重要な施設で、お隣の津和野町では先月より稼働したということで、大きく報道されたところでもございます。

吉賀町でも導入の是非を検討する必要があると認識しておりますが、燃料となる木材の調達において安定供給ができるのか、過度な施設設置による木質資源の乱伐になる恐れもあることから、当面は津和野町の稼働状況を鑑み、資源調達と安定性が確認されれば検討を行っていきたいと思います。

私自身もまだまだ勉強不足のところも当然あるわけでございますので、まずやっぱり現場も確認をしてみたいということで、先般担当課の方からアポイントメントを取っていただきまして、9月21日の水曜日だったと思いますが、その日の午後、現地発電所のほうに赴いて現場の方の御説明等を受けながら、勉強をさせていただきたいなというふうに思っております。

今回の津和野町でのこのバイオマスガス化発電の関係は、新聞でもそうですし、とある雑誌でも取り上げられておりました。非常に利活用についてはすばらしいという高評があったようでござ



ざいます。

一方ではこれ見ますと、やはり課題もあるんだということが書いてありました。これはまた21日に現場に行ったときに勉強もさせていただきたいと思いますが、従事者の方が労力に対して割に合わないところもおられると。

木材の切り出しは、経験が浅い者にとって危険な作業、これはいわゆるその供給の方面だと思えますが、発電所側は熱や電気によるエネルギーを多く持ち、町内に多く植わる広葉樹の出荷を期待するが、枝分かれし、横に広がりながら育つために、木の成長が真っすぐな針葉樹よりも作業が危ないと、こうしたことであつたり、それから実は美郷町でこうした計画が以前あったと思えます。私もそれは承知しておりましたが、ちょうどそのことも書いてありました。

チップを利用する大型の発電所が増えたことで、チップの奪い合いも発生しており、18年には島根県美郷町がガス火気を導入しようとしたが、チップの安定供給が困難として断念をしたと、こういうことでございます。

ですから、そういう供給側のこともやっぱりあるんだろうと思いますので、今回21日に津和野町の日原の現場へ行かせていただいて、施設を見るのも当然なんですけど、どうした効果があり、あるいは一方ではこうした懸念材料もあるんだという率直な御意見も、やっぱり現場の皆さんにいろいろ御意見をお聞かせいただいて、勉強させていただきたいということでございます。

当然、検討の方はさせていただきたいというように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 検討だけではなくて、ぜひ実施していただきたいと思えます。

今、大型のスチーム発電のことを申されましたけど、これは今撤退が始まっているという報道があります。つまり、ウクライナへの侵略によって外国産のチップ、あるいはパーム油を絞ったヤシガラが高騰しているわけでありまして、とてもじゃないけど発電をして合わないということでもあります。

しかも、熱効率としましては、このバイオマスは15%の乾燥をして、ガス化して使うわけですけど、結局その材料から熱量として取り出せるのが、スチーム型では30%、それでガス化では70%の大変効率のいい設備だと聞いております。

それと、発電と併せて今津和野町でチップを乾燥して、自分のところで消費するのと、よそに、江津なんかに出している部分があるわけですね。それをだから津和野町さんの考えとしては、一緒に共有してやりましょうということなんです。

つまり、チップ工場は要らないわけですね。乾燥の施設も要らないわけなんです。このガス化発電の設置だけで済むわけですし、発電と同時にこのチップを乾燥するその熱量は、今度は温泉施設とか床暖房とか、そういうところに使えるわけですね。

だから、小型のこういう発電機をこの施設の近くに置いて発電し、熱も利用する。そうすれば随分な金額が浮くはずですよ、この公共施設だけでも。

そういうことを考えて、その浮いたお金を住民のサービスに使うということを考えると、交付金をもらってきてそれを配分するなんかというような行政は、とてもじゃないけど未来は見えませんが、やっぱり吉賀町は吉賀町として自立できる、経済的に自立ができる、全部は無理ですけど、そういう努力をするべきだと思っております。

もう一回町長のお考え、それと施設の見学といいますか、視察に行かれると言われましたけど、ぜひいい答えを持って帰っていただきたいと思っております。一言お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私の方から少しちょっとほかの自治体でしている分のデメリットのところをお話したんで、大変失礼な話だったんですが、やはり今御紹介もありましたがメリットはたくさんあるわけでございまして、私も実際現場に行って見てみたいなど。

この前テレビの放映で少し現場の様子は分かりましたけど、報道でもされておりましたが、今回の津和野町さんが導入されたのは、フィンランド製の発電機とドイツ製のチップの乾燥機ということで、これ外国のもので、仮に故障すると一旦通常であれば発電を中止しなければならないということなんですが、津和野町さんの場合はそれを12基購入したんだということで、仮に1つのものが故障しても、メンテナンスとか修理ですね、それからその期間を一定期間止めることはないんだということで、そうしたこともやはりすばらしいことかなということ。

それから、少し先ほど御紹介ございましたが、津和野町さんの場合はガス化式ですが、これは発電と熱利用の併用でございますので、木質バイオマスから発生する熱、ガス、大体7割から8割、70から80%回収される。その逆にスチーム式の場合は、その回収率が3割、30%という非常に効率が悪い。

津和野町さんの場合は、効率が非常にいいというこうしたメリットもありますし、それから、発電の副産物として粉炭が出るようでございます。ですから、サツマイモであったり、豆類のそうしたものに対しての土壌改良材として農業にも利用できる、こうしたメリットも紹介をされていきました。

すばらしい点がたくさんあるはずですので、そうしたことも見てみたいですし、お聞きしたいですし、それから課題があるのであれば課題もしっかり聞いてみたいなどということで、21日に担当課のほうと出かけて行きますので、そうしたところをつぶさにお聞きをしたり見たりして、いい答えが出るかは別にして、まずやはり私自身がそこを勉強させないと、最終的なその方向性が出てこないと思いますので、担当課といろいろ相談させていただきながら出かけていきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 環境省が2025年までに、全国でこの100以上の先行地域を指定するんだということは報道されています。邑南町はたしかソーラーで指定されたんだと思いますが、吉賀町はぜひこの山を綺麗に整備し、雇用を生むという観点から、このバイオマス発電をぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に移ります。全町に有機農業の推進をということでお聞きします。

これは、1番議員から質問もありましたけど、六日市学園の利活用ですね、今みなし法人が計画を練っているわけですけど、これにも大変大きな影響を与える、そういう事案だと思いますので、ぜひ今までのように合併してからもう随分たつわけで、平成17年でしたかね、合併したのが。それから随分たつわけですので、お互いの生き立ちが違うからというような理由で、この有機農業を推進しないということはないんでしょうけど、そこの理由を、お互いの町民の垣根を取り払う、そういう努力も必要だと思っております。

日本は、2050年までに有機農業の25%を目標に拡大ということを示していますが、EUはこれを2030年、20年短縮しています。しかも、有機農業に関することでは、割合が高い国はオーストラリアで26.5%、イタリアでは16%。

イタリアというのは、スローフードというのがはやった最初の国ですけど、EUはもう既にそういう域に入っています。環境と持続性を重視した政策にぜひ取り組むべきだと考えております。

「みどりの食料システム戦略」、採択されたわけですけど、これによってオーガニックヴィレッジ宣言も多分されるのだと思いますけど、果たして今のままで本当にいいのかという疑問があります。

1つは、この数値目標がきちっと設定されているのかということでもあります。もう一つは、空中散布の中止であります。今みなし法人ですが、どこが学園の地域再生推進法人に指定されるか、まだ多分手を上げてくるところもあるかも分かりませんし、あったほうがむしろ吉賀町の活性化につながると私は思っています。

今のみなし法人がテーマに掲げているのは、オーガニックと健康、そしてエネルギーだと聞いております。この事業を、今大変な、いろいろな意見がある中で、この事業を本当に住民の皆さんが達成、成功させようとしているその後押しをするのは、やはり行政として今の3つ申しましたけど、そこのところを政策としてどう支援していくのかということだと思います。

財政的な支援を一銭もするなというような意見もあるようですが、御自身の事業をする時に考えたとき、資本を1円もかけずにできる事業なんかあるわけがありませんし、ましてや行政としたら、これは少し問題が違うのかも分かりませんが、指定管理料は惜しみなく出していますよ。

そこら辺の整合性も考えたら、財政的な支援は別にして、この今の理念に沿った支援というの

は、私は町として当然するべきだと思いますし、それがなくなかなか成功には導かれない、そのように思っていますけど、町長、今言いました数値目標、あるいは空散、あるいは法人への支援、今度どういう方が手を挙げるかも分かりませんが、今手を挙げている方のテーマとなるところは、先ほど言いましたように健康とオーガニックとエネルギーであります。どのような支援をして、この有機農業をさらに発展させ、なおかつこの学園の施設の存続を助けていくかというお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、全町に有機農業の推進をとということについて、まずお答えをしたいと思います。

まず、オーガニックヴィレッジ宣言についていろいろお話もございました。その前段でございますが、先ほど議員の方からの発言の中で御紹介がありました健康、エネルギー、オーガニックといういわゆる理念のところではございましたが、これは当然御承知のことではございますが、これは今地域再生推進法人を目指しておられる法人立ち上げに向けた団体の皆さんが、理念として今持っておられるところではございまして、先ほどみなし法人という発言もございましたが、当然御承知のことだと思いますが、私のほうからも少し訂正をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、国におきましては「みどりの食料システム戦略」を策定いたしまして、2050年までオーガニック市場を拡大しつつ、日本国内の耕地面積に占める有機農業の取組面積割合を25%、面積で言いますと100万ヘクタールに拡大するなどの目標を掲げております。

また、「みどりの食料システム戦略」を踏まえまして、有機農業に地域ぐるみで取り組むオーガニックヴィレッジに対してみどりの食料システム戦略推進交付金を予算化して、2025年までに全国100の自治体でのオーガニック宣言を目指しております。

推進交付金の申請につきましては、当町では既に手続きが終了して、吉賀町を含む全国の53の市町村が内示を受けて、事業に着手しているところでございます。

ちなみに、オーガニックヴィレッジといいますのは、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込み、有機農業の生産から消費まで一貫して取り組みを進める市町村のことを言います。吉賀町もオーガニックヴィレッジ宣言に向けて、吉賀町有機農業推進協議会を母体にして、中心にして取り組みを進めているところでございます。

現在、吉賀町内で有機農業に取り組んでいる経営体は、農林業センサスの数字で申し上げますと、町内の17%の方が取り組んでおられまして、この17%という数字でございますが、島根県内の自治体の中では突出して最も高い割合となっております。

また、耕地面積に対する有機農業の取組面積も11.9%で、県内では江津市に次いで2番目に高い数字となっております。

しかしながら、議員御指摘のとおり生産者の高齢化や農家数の減少など、今後どうしていくか課題の多い現状がございます。現在、吉賀町の有機農業推進協議会が中心となって有機農業実施計画を策定中であります。

計画の中身につきましては、有機農業の取り組みを広げていくために新たな栽培技術の実証や普及、新規有機農業者の技術向上のための取り組み、また消費拡大に向けたイベントの開催や消費者との交流会の開催等を計画しております。

この有機農業実施計画がまとまりましたら、当町といたしましては申し上げましたオーガニックヴィレッジ宣言をいたしまして、計画の実現に向けて取り組みをさらに加速をさせていきたいというふうに考えておるところでございます。

六日市学園の関係のお話もございました。今準備をしておられる住民の皆さんが、ちょうど相まってオーガニックとか健康とか、それからエネルギーとか、そうした理念を持って今組み立てをしておられますので、今回町の有機農業実施計画ができて、その後にオーガニックヴィレッジ宣言をしたいという意向でございしますが、そのところ全体のすり合わせをしながら、行政としてする部分、それから民間推進法人としてする部分、そこがうまく具合にマッチングするように調整していく必要は、当然あるかというふうに思っております。

それから、数値目標のお話もございました。これはまだ今この計画の策定の最中でございますので、その中で示していただけるのかなというふうにも考えております。

空散についてのお話もございました。現在空散につきましては農業公社において実施しております、令和3年度実績で145戸、面積にいたしまして93.4ヘクタールにおいて実施をしているところでございます。

有機農業の部分と慣行農業の部分、これはこれまでの成り立ちが当然違うわけでございますので、いろいろこの支障を来す部分、課題はあろうかと思いますが、いずれにしても現実の現場でこのことで申し上げますと、隣が有機圃場の場合は、やはり関係者の皆さんでいろいろ気を使いながら、配慮しながらその実施をしていく必要があろうかと思っておりますので、そうしたことに留意しながら取り組みをさせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 空散は、もうちょっと踏み込んだやり方をしないと、本当に先ほどから出ていますように企業版のふるさと納税も話題に出ましたけど、有機農業をやっている町が空散をしておったら、企業は協賛するでしょうかね。私はしないと思いますね。

この辺は大変有機農業と慣行、あるいは農業者と一般の町民、農業をしない全然関係ない人は、むしろ空散はやめてほしいという声が強いわけですので、その辺のところが大変悩ましいところではありますけど、ここであまり言う町民の皆さんの分断をするようなことになってはいけま

せんので、この辺でおきますけど、先般ドローンを使った消毒、つまり水和剤、ここはトレモ液  
たしか8倍を濃縮して空散しておるわけですけど、例えば8倍で空散といいますと、煙と一緒に  
すよ、ガスです。

野焼きをしたら煙が臭うとか、煙の粒子が飛んで行つとるわけですよ。だから、本当に安全  
なら窓を閉めろとか、洗濯物を取り込めとか言う必要はないわけですけど、風力発電なんかと一  
緒で、本当にやる人は危険だというのが分かっているから、そういうことを言うわけでありませ  
し、風力発電も海上やら山の奥の一番人が少ないところに持ってくるわけですよ。

それはそれとして、空中散布も粒剤、粒剤の使用なんかも考えるべきだと考えますよ。これ単  
価的にかなり高くなるんでしょうけど、そこはやはり有機農業を推進するというのであれば、  
町はどうしても消毒したいという方がおられるんでしたら支援をしていく、そういう覚悟は行政  
としてぜひ私は必要だと思いますよ。

その辺のところを町長どう考えておられるかお聞きしたいのと、ここで1つ、前も事例を申し  
上げましたけど、今消費者が品物を選ぶ時に、農産物を選ぶときに、昔は見た目とか味とかで選  
んどったわけですけど、今は安全が一番にきていますよ。見た目はもうあんまり関係ない。

そこまで消費者の意識が変わってきておるわけですので、その辺のところを昭和50年以降  
の、とにかく秋になったら穂首いもちの消毒をせんと気が済まんとか、そういう感覚はもうある  
程度行政も宣伝をして、もうやめましようということを言うべきだと思いますよ。

例えば、化学肥料を使って今から相当な値段が上がってくるんだと思いますけど、化学肥料を  
使って農薬をじゃぶじゃぶまいて8俵取るのがいいのか、または本当に有機肥料を使って5俵取  
るのがいいのか、そのところはもうちょっと販売も、六日市方面の方も柿木もほとんど自分で  
売られていますので、農協に出荷される方はほとんどいないんだと思いますけど、まだまだ吉賀  
町の米なんかは需要があるわけですよ。

だから、こういう作り方で作って有利に売れますということを宣伝すれば、それはわざわざお  
金をかけてする人はいないと思いますよ。

だから、その辺の宣伝をですね、——宣伝といいますか、町の姿勢をきちっと示さないと、い  
つまでたっても掛け声だけの行政になると思いますけど、町長いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 空散のお話でしたが、当然慣行農業で水稻の作付をしている、  
取っておられる方にとりましては、お米の等級に直接影響すること、それから、空散をやめた場  
合、水稻の防除をどうするのかといった課題をやはり整理をしていかなければならないというふ  
うに、御提案で粒剤のお話もございます。まさにそうしたことだろうと思います。

それから、有機の関係で申し上げますと、もう一つやはり少し関連もあるんだろうと思います

が、認証制度の話ですね、これも今独自の認証制度を広げていくのか、さもなくば新たな認証制度を作るのか、それから、オールジャパンのほうで一本でいくのか、いろいろその方法があるのかと思います。

吉賀町広大な農地面積がございしますが、これらの歴史が違うということで有機農業もあれば、慣行農業もあるということで、そこをどういうふうに折り合いといいますか、調整をしていくかということは、やはり非常に難しい部分があるわけがございます。

有機農業だけで、そこで結論を出すということではなくて、やはりその慣行農業をしておられる方も含めて、いろいろこの意見をお聞きしながら、担当課のほうで調整をしていくということが必要だろうと思います。様々な関係機関、団体、経営体の方も含めて、そうしたことについて取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

一方では県、町もそうなのですが、他の議員のほうからも今回通告もございしますが、いわゆるその産地化の問題もやっぱり大きな問題、島根県もこれにぜひ取り組んでいきたいということで、県の農林水産基本計画の中でもそのことが大きくクローズアップされておりますから、そうした中で有機農業をどういうふうにして拡大、取り組んでいくかということ、そうした視点からもやはり農業全般について考えていかなければならないというふうに思いますので、様々な方の御意見を頂きながら検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 町長はいろいろな方とお話するのは得意ですので、ぜひそのことを実践、いい意見が出たら実践していくということをお願いしておきたいと思っております。

そこで、最後になりますけど、まずこの農地を守るということをしっかりしていかないと、土地買取り、ソーラーですね、こういうチラシが入る時代になりましたよ、もう。

だから、もう自分は年だから作らんのだということで、こういうのに売買するのは転売が繰り返されて、中国に行こうがどこに行こうが仕方がないわけですけど、地上権設定をしておいたら、20年たったらこれは自分のところに返ってきますよ。自分でだから後始末をしなければいけない。売電料以上にかかるかも分かりません。

ましてや、こういう草地とか何とかで火災が起きた場合、多分有害物質が飛び散りますよ。そういうことを考えると、本当に農地を守っていくということを真剣に考えなければならぬときに来ているんだろうと思います。

それと、六日市学園の法人のことですけど、お聞きしているところで、大変多くの方が関わりを見せております。隣によしかみらいという立派なグラウンドもございします。ここと併用して、ぜひこの健康ということをテーマに、いろいろな企業からふるさと納税を受ける、そういう仕組みをつくるべきだと思います。

ここにチラシが出ていましたけど、この方は地域包括支援センターと一緒にあってよしかみらいで健康づくりを今から取り組もうという方です。本人も、お父さんも有機農業、やはりその体が資本ですので、彼らは絶対に、スポーツ選手もそうですけど変な物は食べません。

ということで、この方をひとつ紹介しておきたいと思えますし、もう一人の方は、この方の兄貴分みたいな方らしいんですけど、アメリカとかいろいろところで活躍されている方です。

吉賀町には本当にまだまだ埋もれた人材というのがたくさんおられるわけでありまして、こういうことを活用して、——活用と言いますと語弊がありますが、日の当たるところにぜひ持ち上げていただいて、まちづくりをしていただきたい。

まずその手始めに、この六日市学園の施設が本当に自立できるような支援をしていくべきだと思っております。

最後に町長、一言お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、本題の農業のことにつきましては、いろいろ御示唆を頂きましたので、これまでのスタンスと変わることなく対応してまいりたいと思えます。

後段のところでは、六日市学園の話がございました。これまで方針の転換をしたり、それから全員協議会も2回開催をしていただいたということで、既に事務的にはどンドン動いております。

それから、実は今月の23日には先般企業名も御紹介をさせていただきましたが、広島に本社があります合人社インスマートアクト中食、こちらのほうの代表の方にお会いを改めてさせていただきたいと思っております。

さらには、これまで吉賀町、先代の町長のところも含めて、私が町長になってからもそうなんですけど、かなり多くの、ここ近年、企業様と包括連携協定を締結させていただいております。

現在担当いたします企画課のほうで、その包括連携協定をした企業を全部リストアップいたしました。何をしたいか、やはりこうした形で地域再生推進法人で町を活性化していきたいという、こうした方針になったので、企業版ふるさと納税の今準備もしています。

いろいろな形で企業様の方へ御支援を頂きたいということで、これからまた議会が終わってしばらく時間がたたないと準備ができませんが、様々な企業様のほうへ足を運んで、趣旨の説明ともしろもろのお願いをさせていただきたいと思えます。

先般、全員協議会の中でも町長が先頭に立ってトップセールスをしなさいと、こういった御発言もございました。まさにそのように私は動いてまいりたいということで、今準備をしているところでございます。そのことも申し上げて、答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。



○議員（11番 庭田 英明君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、11番、庭田議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の一般質問を始めます。

4番目の通告者、2番、村上議員の発言を許します。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 村上です。どうぞよろしく願ひいたします。

2問、事前に質問を通告させていただいております。どうぞ御回答のほうよろしく願ひいたします。

1番目に、地域公共交通網形成についてお尋ねいたします。昨年の議会、この第1回、そして今回と、このことについてはしつこくお聞かせいただくような形になりますが、本当に大事なことと思っておりますので、どうぞ回答のほう願ひいたします。

1点です。地域公共交通網形成計画の進捗状況を具体的にお聞かせいただきたいです。目標を達成するための事業内容の中に、適宜実施とあります。これまでの経過を具体的に願ひしたいと思ひます。よろしく願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、村上議員の1点目でございます。地域公共交通網形成についてということで、お答えをしたいと思ひます。

計画の進捗状況についてということで、通告の中では、適宜実施の項目について具体的な報告をということでございます。恐らくお持ちだと思います計画の中で、それぞれ各ページにございます、最後のところでは、事業スケジュールについて事業項目が①から⑮まで、15あるわけでございますが、それぞれについてということで、この15のうち、適宜実施と表記されておりますのは、13の項目でございます。

2番目の地域内交通定期運行の見直しと③の広域交通の見直しについては、適宜実施という項目はございません。

ということになりますと、13の項目について、適宜実施の表記があるわけでございますが、この際でございますので、その適宜実施も含め、全事業項目15について、この間実施をしてきたもの、それからこれから実施しようとするもの、これについて、全て御報告をさせていただきたいと思ひます。

まず、事業項目のナンバーで申し上げますと、①でございます。

地域内交通（デマンド運行）の見直しについてでございます。

令和3年度より地域内デマンド路線の見直しを行いまして、蔵木線、高尻線、蓼野線については、自宅付近で乗降ができるように、区域運行を導入いたしました。また柿木地域内デマンドバス、これは具体的には、椈谷線、大井谷杉山下須線についてでございますが、この路線につきましては、増便・ダイヤ変更により、広域バス路線の六日市交通広域線と石見交通広益線、これは「清流ライン高津川号」でございますが、これについての乗り継ぎ性の向上を行いました。

運賃制度につきましては一律300円から見直しを行っていません。

タクシー助成制度についてでございます。

立河内・幸地地域および大野原・木部谷地域におきまして、令和2年2月から令和3年3月までの実証実験を経まして、令和3年4月から本格実施を行っております。利用実績等の実施状況については、令和4年6月定例議会で、6番議員からの一般質問に対して詳細について報告をしておりますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思っております。

事業ナンバーで申し上げますと、②の地域内交通（定期運行）の見直しについてでございます。

小中学校の登下校時刻と路線バスダイヤの調整に関することでございますので、計画策定に当たりましては、町内小中学校から意見聴取した内容を基に、再編の可否について検討を行っております。現時点で対応したものといたしましては蓼野方面から朝倉小学校へ通学する児童の対応として、蓼野線の第1便下り、石見広尾着時間を8時01分から7時50分となるように、ダイヤの再編を行いました。

続きまして、事業ナンバー③の広域交通の見直しについてでございます。

計画策定時のニーズ調査におきまして、六日市から柿木を正午前の時間帯に移動できるダイヤを望む声が多かったために、令和3年度より吉賀町内の区間のみ広域線を増便いたしました。

事業項目④のスクールバスの見直しについてであります。

柿木スクールバスの運行ダイヤは、学校への登下校時間に合わせて設定されておまして、それ以外の時間帯は柿木地区のデマンドバスやタクシー助成により、一般利用者への生活ニーズに対応しています。

また、蔵木地域から六日市中学校へのスクールバスについては、通学や部活など、きめ細かな対応を行っております。

スクールバスにつきましては、その役割が学校行事への対応を前提とするものであることから、路線バスへの統合化は、一般利用者のニーズとの調整の観点から困難であると判断いたしております。今後も教育委員会、各小中学校との意見調整により、引き続き検討してまいりたいと思っております。

事業ナンバー⑤の市街地循環線の導入検討についてであります。

各地域から六日市へ路線バス等を利用して出てこられた方が、病院受診後に買い物に行く際などの身体的負担を軽減するために、現在、市街地循環線の導入について検討を行っております。交通事業者へのヒアリングを実施し、今後は六日市中心部の医療機関等へのヒアリングや運行形態、利用者負担額等の具体的な協議を行う予定です。試験的な導入は、来年令和5年4月を予定をしております。

事業ナンバー⑥の乗り継ぎ拠点の整備、停留所の改善についてでございます。

柿木地域中心部のバス停について、石見交通が運行するバス路線と町内交通事業者が運行するバス路線の停留所の統合と、その待合環境整備について検討を行うこととしております。

令和4年度の取り組みとして、交通事業者をはじめとした関係機関による、現地踏査及び乗り継ぎ拠点の再編案について協議を行います。交通事業者の意向や乗り継ぎ時の安全性等を鑑み、総合的に検討してまいりたいと考えております。

事業ナンバー⑦の車両のバリアフリー化の推進でございます。

各交通事業者が、車両更新を行う際、バリアフリー車両等の導入について協議を行うこととしております。なお、現時点で車両更新の予定は伺っておりません。

事業ナンバー⑧公共交通ガイドの作成と定期的な情報提供であります。

御存じのことと思いますが、吉賀町バスマップを作成して、令和4年、本年の3月末に全戸配布を行いました。今後も必要に応じて、内容の改定等を行ってまいりたいと思います。これが今年の春にお配りしたものでございますので、各御家庭には、これが届いていると思います。

事業ナンバー⑨の車両の装飾と愛称の設定であります。

現時点で未着手となっております費用対効果も鑑みまして、利用促進の取り組みと関連づけながら、今後検討を行ってまいります。

事業ナンバー⑩観光客への情報提供であります。

令和2年度以降、当該事業に優先して、町内バス路線の再編に取り組んでいる状況でございますが、今後は観光客向けの情報提供の方法について、検討することとしております。来町者の移動手段に関しまして傾向を把握しつつ、各施設を周遊できるマップ等の作成に取り組むたいと思っております。

事業ナンバー⑪の公共交通に親しむイベントや公共交通教室の開催であります。

これまで、きん祭みん祭農業文化祭でも、バス車両の展示や高齢者サロン等での路線バスのダイヤ改正内容等の説明などを行ってまいりました。今後、利用者を維持していくための取り組みとして、小学校児童を対象とした公共交通教室や定期的な高齢者サロンの巡回を予定しております。新型コロナウイルス感染状況を鑑みまして、各機関と調整を行ってまいりたいと思います。

事業ナンバー⑫の運転免許自主返納等への支援でございます。

自主返納者への支援につきましては、総務課を中心に実施しているところでございますが、対象拡大等の制度の拡充については、現時点で予定しておりません。自主返納者支援制度を受給中の皆様におかれましては、受給期間中に少しでも路線バスを利用していただき、路線バスのある生活を定着させていただきたいと思っております。

なお、この高齢者の方を対象とした、免許証の自主返納制度でございますが、平成29年度からスタートさせていただきまして、今月の9月8日現在で申し上げますと、80名の方が、この制度を今申請して利用しておられるということでございます。

事業ナンバー⑬の公共交通による貨物輸送、いわゆる貨客混載を含めたものの実施でございます。

現時点で、町主導による貨客混載に係る取り組みには、着手していない状況ではございますが、今後農家の高齢化により、出荷時の負担軽減を求める相談が寄せられる可能性がございます。今後も産業課と情報共有を図りながら、地域の課題解決に向けた手段の一つとして、貨客混載も含めた検討を行ってまいりたいと思っております。

なお、今、町内交通事業者のうち1社では、タクシーではございますが、貨客混載の実施を行っているという状況でございます。

事業ナンバー⑭の運転手確保に向けた支援の実施でございます。

UIターン希望者に対する各種イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして制限を受けている状況であります。現時点でそうしたイベントでの就職フェア等については、開催できておりません。今後も引き続き、交通事業者へのヒアリングを行いまして、運転士の充足状況等について、確認をしてまいりたいと思っております。

最後、事業ナンバー⑮の公共交通について検討するための、庁内プロジェクト会議の設置でございます。

公共交通の利用のニーズ等につきまして、企画課を中心に関係部署と協議を行ってまいりました。現時点で、正式な会議体としては、未設置の状況ではございますが、路線バスの再編、タクシー助成事業の実施などの取り組みが進んできておりますので、これまでの取り組みを踏まえた、情報共有そして評価検証を行うための庁内会議設置に向け、検討したいと考えているところでございます。

少し長くなりました。具体的などころの御報告をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 丁寧な説明いただきました。今の公共交通網形成の件については、令和6年度を目標にということで、計画を立てておられます。今後の具体的な例を挙げていただきたいということで、少しでも結構です。今実績をお聞きしましたので、今後の予定も具体的な

ところが分かりましたら、お教えてください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、事業項目、15項目あるということで、適宜実施を含めてこれまでの計画、それから令和6年度までの計画でございますので、これからの方向性も含めて、今御報告をさせていただいたというように、承知をしております。

これまで実績を上げたもの、これで終わりということではなくて、令和6年度末までまだ時間がございます。まだまだその制度的に上向きにできる要素があれば、それも検討させていただきますし、それから検討を行ってまいりますということで申し上げた内容は、まさにこれから令和4年度から6年度末に向けて、実施をしていこうというものでございます。

ですから、具体的なこれからの、いわゆる今回のこの計画の一区切りでございます、令和6年までの計画の具体策につきましても、先ほど申し上げた内容ということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。かねてから、昨年議会の議案として今年度の第1回と、質問させていただく中で、私が常々考えておりますのは、歩行者区間、そういったところに対しての配慮をしていただきたいということ、常々訴えております。

というのが、先ほどございました、市街地での計画は、令和5年の4月よりということになっております。昨年より訴えておりますが、国道における大型商業施設のところで、そこでやっぱり高齢者の方、バス停まで距離がありまして、縁石のところに座り込まれて、休憩をしておられるということ、昨年12月の議会には、お伝えさせてもらったと思います。

そういった細かなところ、いわゆる歩行者区間も、やはりしっかりと今考えていただきたいということで、地域公共交通網形成計画の中には、あくまで交通手段といいますが、車とか、ああいうものを使った手段のことでしか言ってございませぬが、何度も何度も申し上げますが、出発点からゴールはエントランスまでというところを、しっかり考えていただきたい。

それと、町民の、いわゆる安全を考える上で、今現状の歩行者の区間があります。そこに対しての検討という、新たな計画の見直し等々ございましたら、お教えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いわゆる歩行者の方に対する対処についてでございます。

これは今もお話もございましたが、昨年の12月でしたか、先ほど御紹介があったような事例が、散見をされるということで、お話がございました。

公共交通網形成計画の中でも、待合環境の改善ということで、停留所も含めてでございますが、

歩行者の方に対しての対処をいかにしていくかということも、課題として上げられております。

それから、ほかの議員のほうからは、大きい道路、国道とか、そうしたところを横切るのに、大変な、要するに苦慮しておられるというような話もございます。いわゆる横断歩道の設置のことでもございます。

前段の昨年12月の議員のほうから御質問のあった、ベンチ等の有無ということでございます。これそのときにお話をさせていただいたと思いますけど、町で策定をしております、先ほど御紹介させていただきました計画の中でも、待合環境の改善ということもございます。その中で、当然検討していかなければならないかと思えます。

ただ、これは停留所のことでございますので、その前後を含めてということだろうと思えますが、いずれにしても、歩く距離を短くするということが、一番だと思います。

ですから、市街地の中での循環線というのは、まさにそうした方法でございます。例えばということで、先ほども申し上げましたが、医療機関からスーパー、スーパーからまた医療機関であったり、ほかの店舗に回る。そこをまさに循環するようなシステムをつくらうということですから、そういたしますと、歩行者、運転免許を持っておられない方、それから運転等ができない方も、その循環バスに乗れば、歩行する時間がおのずと短くなる。こうしたシステムを、つくらうとしているわけでございますので、なかなか歩行について、そこがゼロということは、難しい部分もあろうかと思えますが、極力歩行時間を短くして、そして交通事故等のリスクに対して、少しでも緩和されるようにということで、今制度設計もしております。

市街地の循環移動のサービスをどうした形でやるかという、まだまだ検討中でございます。来年の春を目指して、今やっているところでございます。いろいろ方法はあろうかと思えます。

以前、議会のほうにも御紹介もさせていただきました、スモールモビリティ、電動の自動運転とか、いろいろ先行した自治体もあるわけでございますので、そうしたことが可能であれば、検討もさせていただきます。

それが不可能であれば、特に、問題は夏場はいいかとは思いますが、モビリティを使うのは、問題は冬場の積雪、降雪時に、それが果たして機能するか、逆にそのリスクが高まるようでは、これは元も子もありませんので、そうしたことも含めて、市街地循環線の対応をどうした方法でやるか、そうしたことによって結果的に、歩行者の皆さんの安全の確保がどれだけ軽減できるかということ、総合的に考えて、システムを構築してまいりたいと考えているところでございます。

もちろん、ハード面の対策もしていかなければならないということですから、自転車、歩行者道、こちらの整備につきましては、所管とします島根県の土木のほうへの要望活動も行っておりますし、ソフト面でいいますと、先ほどのような対策も講じてまいりたいということでござい

す。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 先ほど、町長の答弁にございましたが、歩く区間を少なくするというので、高齢者の方、歩くのが困難になられた方に対しての配慮をするということもございましたが、結構な高齢者の方でも、御近所の方の買い物を受けて、それで大きなリュックを抱えながら、買い物に行かれる方がおられます。

私もお見受けする中で、「バス停までだったら送ってあげようか」と声もかけさせてもらうんですが、「いや大丈夫だよ、これは健康のためだ」ということで歩かれる方もございます。

やっぱり歩行者区間もしっかりとした整備、先ほど最後に町長言っていただきましたが、歩行者区間や自転車の区間も、しっかり整備を早急にするというので、やはり安全を確保するということは、すごく重要になってきますし、正直、今言いましたように、県の管轄のところになります。強い要望によって、町の負担は少なくして、整備ができるところはないのかなというところを感じております。

せんだっての第1回定例会の後に、私どもの店がありますが、国道沿いのところで、横断歩道の設置ができないだろうかということで、総務課のほうにも相談に行かせていただきました。総務課の担当の方は、公安のほうに、投げかけていただいたんですが、実際は、横断歩道の距離が短すぎるということで、その間には、横断歩道はできませんという回答でありました。

私の事務所がございまして、横断歩道の区間が、約400メートル離れたところに横断歩道がございまして。私も仕事をしながらですが、いろいろ回ると、近いところでは、200メートルで横断歩道が設置されている立戸地区とか、柿木地区にも国道に200メートルで設置されておるところというのは、実際ございます。

そういうことを、しっかりと見ていただけたらと思ひまして、お声かけをさせてもらったところではあったんですが、公安のほうはもう机上で判断して、短すぎるからつけませんということであったので、総務課の方にも、一度一緒に現調しましょうと、一度立ち合いしていただけるようお願いいたしますということで、お伝えしたんですが、なかなかそれも、できていないような状態になっております。

やはり県にやっていただくことに関しては、当町の負担も少なくなりますし、そういったところを率先して、調べていただいて、住民も、私、直面している部分なんで、特にあれなんです、住民も交えて、そういった道路に横断歩道つくるとかすれば、例えば再々私の事務所のことを言いますが、そこに横断歩道ができたら、うちの事務所の前に椅子ぐらい設置できるのにな、屋根ぐらい設置できるのにな、そのときには、御高齢の方は休憩できるのになっていうところも、感じているところがあります。

やっぱり民間も交えて、一緒につくっていくということは、できないことはないと思うんです。そういうところをやっぱり町民の安全を守る行政として、しっかり考えていただき、私どもと一緒に、そういう検討、いわゆる所管のところに、訴えていただきたいというところがありますもんで、こうやって再三再四言っている部分があります。

どうぞその辺を検討いただきまして、すぐできることに私は感じておるんですが、できることではないかもしれませんが、できれば、この地域公共交通網形成にプラスして、そういったところを考えていただくというの、御理解いただけませんかでしょうか。お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 再三、今の歩行者の方のお話は、議員のほうからは御提案なり、御意見頂いているところでございます。

我々のところで、まずできることということで、先般、先ほどもお話がございましたが、六日市のバイパス筋のところ、直線の部分に横断歩道をということで、お話がございましたので、直ちに公安委員会のほうに照会をかけさせていただきました。

その後、今、議員のほうから机上でというお話もございます。実際机上であったのか、それから実際現場を見て判断をしたのか、それは分かりませんが、いずれにしても、1つのルールということで、前後の距離であったり、そうしたこともあろうと思います。

ほかの地区では横断歩道の間が200メートルという話がございましたが、そのときに、国道とか県道も、町道も含めてでございましたが、線形が、どういうふうな状態であるのか、前後のカーブの状態であるとか、交通量の問題であるとか、それから車の出入りです。

やはり周辺部は交通量が少ないので、いくらか距離の問題、それから市街地、町なかでは、今度は出入りの車が多いわけですから、そうした交通量もやはり判断の一つになるのかも分かりません。

これはあくまで専門的なことで、公安委員会のほうが持っておられる物差しでありますので、何ともコメントのしようはないんですが、いずれにしても、照会をかけた事案につきましては、公安委員会のほうから、現状では難しいというような御判断が下されて、そのことをお伝えさせていただいたということでございます。

あとは、現場のほうの確認であったり、また住民の皆さんの声を届けるという作業をしていただきたい、皆さんと一緒に、地域と一緒に考えていただきたいという、御要望だろうと思います。

これは、なかなか、今お話しがあった箇所だけではなくて、町内全てに関わることでございますので、そしたらことができるのかどうか、一つは公安委員会のルールの話もあろうかと思っておりますので、いろいろまた担当課のほうで検討させていただいて、現地でお互い確認をしながら、意見調整することができるかどうかということも、検討させていただきたいなと思っているところ



でございます。

ただ、御提案のあった箇所については、現状ではそうした御回答を頂いているということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） なかなか私が願っているようなことはできないという御回答ですが、今、国道沿いのバス停の上り線、下り線の間にも、大きな直線がありますが、その間にも歩道がないような状態になっております。学生さんたち、御高齢の方たち、そのバスを利用される方の安全を確保するためにも、そういう歩道というのは、本当大切だと思います。

本当に一度、やっぱり直面しておられる地域住民にヒアリングをしっかりともらって、所管の公安等々と一緒に現調するという作業をぜひとも起こしていただきたい。これを本当に願っております。それで無理なのであれば、しょうがないとは思いますが、本当に早急にやらないと、何度も言いますが、事故が起きてしまってからでは、もう遅いという形になります。どうぞその辺よろしく願います。

追って、最近、信号のない横断歩道を横断される歩行者に対して、歩行者妨害をしたらいけないという罰則もだいぶ厳しくなっておりまして、取締りも結構やっておられます。

そういったこともありますので、運転手さんも気をつけるようになっているはずですが、そういうことを考えると、歩道の大切さというのはやっぱりつくづく感じております。どうぞその辺を、考えを今一度改めるといいですか、考え直していただきまして、検討材料にさせていただけたらと願っております。よろしく願います。

では、2番目の質問に入らせていただきます。

先般7月の全員協議会で、町長表明ございました、旧六日市学園の解体という方針を撤回されまして、これを利用し、地域再生推進法人に無償貸与されて、運営していただくということを決断されました。

いろいろと、私も本当、地域住民と官と一緒にあって、この地域を再生していこうという、その気持ちというのはすごく賛成しましたし、動いてくれるんだっていうことは感じました。あのときは本当にそういうふう感じた次第であります。

ですが、いろいろとそのうち調べてみる中で、8月16日の全員協議会のときにも、私御質問をさせていただきましたが、この建物自体、29年以上たっておるような建物です。みなし法人の、旧六日市学園様のほうからの改修をされてからの無償譲渡ということではありますが、建物にとっても不安を感じておるような状態です。

町長が、先ほども言われましたが、現況の回復の改修ということでしておりますが、それはどこまで改修されるのか、そして思いますに、来年の4月から無償譲渡されるということですが、

来年4月以降すぐ改修が必要になるような、今回のみなし法人の改修であれば、全然意味がないということ、16日の全員協議会のほうで質問させていただきました。

吉長アドバイザーのほうから御回答がございましたが、ちょうど17日に、みなし法人さんのほうに行かれると、そのときに、保証は何年なのかと、そういうことも併せて確認するつもりで、明日行きます、ということをお返事いただきました。

町長の動静を拝見させていただきましたら、17日、恐らく吉長アドバイザーと共に行かれたんだと思っておりますが、これで改修のための保証、その辺の契約等はできたのかということをお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、村上議員、2点目でございます。

旧六日市学園の施設利用についてということで、お答えをしたいと思います。

この件につきましては、先刻9番議員の一般質問にお答えしましたので、重複をする部分につきましては、お許しを頂きたいと思ひます。

まず通告の中にもありましたが、今回の方針転換をしたその理由と、改めてその決意を問いただすということがございましたので、それにつきましては、申し上げたとおりでございます。その点につきましては割愛させていただきますと思ひます。

それで、施設の改修についてでございます。御紹介もございましたが、8月17日にみなし法人のほうへ出かけさせていただきました。改修が見込まれる設備といたしましては、これは全員協議会で申し上げたと思ひますけど、屋根、それから空調、給排水、電気、外壁、内外装等が考えられます。このことらにつきましては8月17日みなし法人と協議を行いました。

まずは、屋根の雨漏り補修工事につきましては、既に業者から見積りの提出がございまして、適宜工事を行うということをお伺いしているところでございます。それから、それ以外の設備につきましても、これは工事する、しないも含めてでございますが、常に保守及び法定点検等は引き続き行っておりますので、設備を使用できる状態で、譲渡するとの回答をいただいております。これが、いわゆる現況復旧程度の改修をするということに全て含まれていることだと、私は理解をしております。

なお保証契約等の締結は、困難であるというような御回答でございました。それから施設の活用方法が明らかになりましたら、補修内容等につきましては、協議をさせていただく準備はあるということでございます。

これはどういうことかという、今まさに関係する皆さんが、どうしたことで使用したいんだということ、協議しておられるわけでございますので、それがおいおい固まってくる、明らかになってくる、そうすると、それに呼応するような、現況復旧ができるかどうかということ、

協議をしていきたいと思いますということで、回答を頂いているということでございます。その協議の準備はあるということ、その場で御回答いただきました。

それで、いわゆる保証期間については、締結は困難であるということございましたので、その保証期間、年限等については、今回お示しをすることができなかつた。それはなかつたということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 保証がないということを知りまして、大変ショックを受けております。先般の8月16日の全員協議会でも、私、質問させていただきました。今、最初にございました、屋根等の補修ということがありましたが、壁からの漏水があるという事実も確認しましたので、その辺がすごく気になっております。

例えば、改修の中にエアコンとかの改修というのが、あたりもりましたが、私としては、地域再生推進法人さんに見ていただく建物ということであれば、やはり躯体のほうの改修はしっかりとできてないと、そこに町民の方も、もちろん町外の方も集まれる施設を造る上で、安心安全な建物ではないということに、とても不安を感じます。地域再生推進法人さんが頑張ろうとしておられることというのは、とても大事ですし、私も本当にぜひとも応援したいことでもあります。

ですが、応援するがゆえ、この建物に関して、不安材料は一切残してはいけないと感じております。今回の町長の答弁に、私は、保証は取れましたという言葉が頂けると推測しながら、こういう質問を書きましたんで、ちょっとショックを受けておる状態ですが、やはり保証ができないと、来年度に入って、無償譲渡を受けた後の改修の費用、その辺は、先ほども9番議員からの質問の答弁にございましたが、企業版ふるさと納税は地域再生推進法人さんのほうにお渡しされるんですから、そちらになるとは思いますが、新しくできた地域再生推進法人さんにお任せするというのは、所有者としてどうなのかなあということは考えます。町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 保証期間のことにつきましては、吉長先生も含めまして、先方のみなし法人さんとも協議させていただきました。

みなし法人の財産から町のほうへ譲渡する、手が離れるということもございますので、その段階で、保証期間の契約というのは、なかなか難しいであろうと、ただ、みなし法人の方が言われますのは、その耐用年数というものがあって、それに要するに耐用するような設備施設であると、そこをやはり学園として、学校として、専門学校として使う状態に戻すのであるから、その躯体も含めてでございますけど、そこについては、しっかり担保できるものになるであろうと、こういうお話でございました。

私は、こうして、せつかくのみなし法人様のほうから、そうした現況復旧に向けての改修をし

ていただいて、それを譲渡して、しっかり地域の皆さんで利活用してくださいという、その言葉もあったわけですので、これは8月17日に改めて頂いた言葉ではなくて、前々からみなし法人様のほうも、そうしたお話をしていってらっしゃったわけですから、そこに対して、議員が懸念されるような事案というのは、私はやはり発生しないであろうと。

ただ建物でございますので、それは長い年月をかければ、そうした状態がやはり出てくるんであろうと考えております。

あくまで、私は今、みなし法人さんのほうが改修・補修等をしていただく準備をしておられますが、その中で、現況復旧していただいて、使える状態で当然譲渡していただけるものと考えているところでございます。

この今の耐用年数の問題であるとか、保証契約等につきましては、これはまだまだ8月17日にじゃあそれで終わりということではなくて、これはまだ今から、今準備をしておられる住民の皆さんとの協議も必要ですし、それからみなし法人さんとの協議も、この8月17日1回きりで終わるというようなものでは、当然ないと思います。

あれだけのものを、色々なことを検討していただいて、譲渡をさせていただく、譲渡を受けるわけでございますので、まだまだこれから、今日の9番議員のところでは、浄化槽のお話も1つの事例としてございましたが、そこらあたりについても、まだまだ詰めなければならない、まだ協議の緒に就いたところでございますので、そこはやはりしっかり、今度は企画課のほうが窓口になりますが、みなし法人のほうと連携をしながら対応していきたいなと思います。

課題はたくさんあるわけでございます。本当に懸念材料が。ですから、前も申し上げましたが、懸念材料を1つずつ払拭できるように、我々は汗をかいていかなければならない。そして議会の皆さん、それから住民の皆さんに、そこらあたりの懸念材料は、少しずつ払拭をされて、今、目指している方向が成就できるように頑張っていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） その辺、本当にしっかりやっていただきたいと思います。

今、みなし法人さんがいわゆる発注者、施主になられて、元請業者という形を取られて、細かい部分を施工されるのであろうかとは思いますが、来年度始まりましたら、町の所有になるということで、元請業者さんの把握というのはしておられますでしょうか、それとも単品、単品、例えば、エアコンはこの業者、屋根はこの業者、壁はこの業者という形で、契約しておられるのかという、そういうものは、理解しておられますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、みなし法人様のほうが考えておる基本的なことは、今回の補修工

事をしていただくということで、譲渡を受けるわけですが、業者様につきましては、我々の気持ちとすれば、当然その工事も町内の業者を使っていたきたいという思いはあるわけですが、やはりみなし法人さんのほうの立場でいいますと、なかなか公共ではないですから、公共でいうところの随意契約という形になるんであると思うのですが、まあ一つの一定の固定された業者の方へ、町内の業者を指定するのは、やはりみなし法人としても心苦しいところがあるということで、後々そうしたことを残さないためにも、みなし法人様のほうは町外の業者、これは県外業者様という意味かも知れませんが、そうした業者様を使わせていただきたいということでございました。

それから、発注の方法ですが、そこまで先般確認する事項でございましたので、立ち入ったことはお伺いしておりませんが、今協議をする中で、我々が受け取った、特に私が受け取ったのは、元請という業者がおって、そこに対しての下請けということではどうもなくて、屋根の工事であればここ、それから空調であればここ、議員のお言葉を借りれば、単品、単品でというようなイメージでございました。

それぞれの施設設備によって、発注者を見て、こういうような方法ではないかと、私は受け取りました。そうした今お話もございましたので、また担当課を通じて、確認なりをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） それぞれ分離的な形で発注されるのかもしれませんが、何度も言いますが、来年度、町の所有になるということを目標にされたのであれば、しっかりとその業者の把握、そして先ほど保証のことを言いましたが、みなし法人様に保証していただくのではなく、その業者に保証していただいて、きちっとした工事をしていただくことで、担保されるわけですから、その辺の把握も併せて、この後早急に、もうあと7か月しかございません。その辺をしっかりとやっていただきたいと思っております。

次の質問になりますが、今も言いましたが、今年度あと残り7か月となります。これが建物自体も、設備自体も大変大きな施設になっておりますが、この7か月で、目標とする補修というのができるのか、工程、恐らく今、業者さんも分からないということでありましたが、工程の把握までやはりきちっとしておかないと、年度が変わっても、そのまままだ改修続いているということになれば、地域再生推進法人の頑張っておられる法人様のほうにも迷惑をかけることとなります。この辺の工程の把握まできちっとしていただきたいと思います。

私の質問では、把握までできているのかということにさせてもらっておりますが、今、業者も分からないということでありましたので、ここまで把握して、きちんと町も、もちろん責任持って、来年度、地域再生推進法人さんにお渡しするというのを、考えていただかないといけない

のではと思っております。よろしく申し上げます。

次の質問に入らせていただきます。結局保証期間もないということで大変なんです、私の質問としては保証期間満了後の改修、または解体費用は、誰がどのようにしていくのかという、その責任の所在はどこにあるのかということで、質問を書かせていただきましたが、保証がないということで、今、町長の答弁にもございました、耐久年数、耐久年数と言われますが、もともとが29年もたっている建物になります。これが本当にあと何年もつのかという、保証もわからないような状態で、私の質問も何かとんちんかんになってしまうような気がします、何度も言いますが、地域再生推進法人様に、町所有の建物、町所有の設備をお貸しするというのに、とても重要な責任があると、私は感じております。

その中で、解体費用のことです。地域再生推進法人さんが、撤退されるとか、もうこの建物はもうダメだよという形になったときに、先ほどの答弁にもございましたが、地域再生推進法人さんのほうでやっていただくということ、保証もないような、来年解体しなくてはいけないのかなというところも、私はすごく不安に感じるんです。

先ほど言いましたが、壁からの漏水もあります。漏水があるということは、建物の耐久性はぐっと落ちてしまうという、そういった建物を、地域再生推進法人様にお預けすることが、本当に妥当なのか、不安を感じますが、町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この通告書でいいますと、5点目のところの今年度、みなし法人の期限が来年の3月でございしますが、残り7か月という話でございします。

それで、工程管理をしっかりとというお話だろうと思います。それで、特に、屋根の雨漏りの対策のところ非常に気になる部分という話だろうと思いますが、みなし法人さんのほうにおかれましても、この吉賀町は、冬場は非常に雪の影響があるということもございしますので、それまでには雨漏りの補修工事等については、できれば年内に完了させていただきたいというような御発言もございました。

それから、施設周辺の植栽でございします、お話をさせていただいた項目でいいますと、御覧のとおり、現状はもともと解体撤去するという状況でございましたので、あそこへ植栽がしてあるものにつきましては、ほとんど手を加えてない状態でございします。うっそうと茂っている状態。ところが町がこういう形で方針転換をしたということも、しっかりお伝えをさせていただきまして、法人のほうも、今の状態ではというような懸念も持っておられますので、その植栽等につきましても、町のほうといろいろ協議をさせていただいて、伐採等に当たっていかなければならぬだろうと、私、専門ではございませませんが、やはり植木などをいらうのは、適切な時期があるんだそうです。ですから、そうした時期を見定めて、町のほうと協議をしながら、その植栽等につ

いての伐採をすれば伐採、手を加えるところがあれば、そういったことをやっていきたいという  
ような御発言も頂いております。

17日の段階では、これからみなし法人様のほうが、どうした内容の改修工事を、こういった  
スケジュールで行うのか、そうしたものも、しっかりこちらのほうにも、情報提供していただき  
たいということも、お伝えをさせていただきました。法人様のほうからも、それについては内部  
協議をしているものも含めて、情報提供させていただきますというような御回答もいただきまし  
たので、そうしたことでの情報交換、やり取りもしていきたいなと思っております。

それから、地域再生推進法人様のほうへ、いずれ貸付けをさせていただくということでござい  
ます。貸付けをさせていただいた後に、大きな大きな改修があるということでは、これはやはり  
支障を来すわけでございますので、そうしたことが大きいものが発生しないように、これはこれ  
までの年度内のところで、みなし法人様のほうと協議をしながら、改修内容についての協議を、  
引き続き行っていきたいと思っております。

そこらあたりはしっかり対処なり、対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） しつこいようではありますが、協議ではなく、しっかりとしたある  
程度の確約という部分が必要になってくると思います。大切な、地域住民の方が活用されること  
になるので、その辺はしっかりと確約を頂くというか、きちっと工事がされているのかという管  
理も、ある程度していただきたいと、私は感じております。

その上で、地域再生推進法人様に地域活性化、併せてやるというのは、本当に大切なことだど  
思いますが、やはり建物の耐久、建物の保証等々、もらわないと私はこのことに関しては、厳し  
いのかなという感じをしております。

どうか丁寧な対応をしていただきまして、この建物の活用、私は決して全てを反対しているわ  
けではございませんが、この建物は安全であるのかということまで保証していただいた状態で、  
活用していただくということをお願いして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがと  
うございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、2番村上議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後1時54分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番目の通告者、1番、桜下議員の発言を許します。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 桜下でございます。今回、3点通告をしてありますので、順次、御答弁をお願いいたします。

まず1点目でございますが、蔵木地区の消防水利について質問させていただきます。

先月のお盆のさなか、田野原地区内において、民家火災が発生をしました。大変残念であります。御不幸にも全焼されました。心よりお見舞い申し上げます。

この民家火災につきまして、消防団員が100名ぐらい、また消防車両も十数台が駆けつけたと聞いております。先日町長のほうから報告がありました。

私も30年間消防団に在籍をしておりましたが、その当時から蔵木地区に火災が発生した場合は、消防団は駆けつけるが、手の施しようがないということを随分言われておまして、また、そういう現実もありました。今や諦めムードもありますが、昨年も樋口で民家火災があり全焼、今回も田野原地区で民家火災があり全焼であります。諦めムードでは済まされません。

歴代の町長もなかなか手をつけられていないとは思いますが、ここで改めて町長に要望といたしましょうか、お願いをいたしますが、この火災でも水利が悪く十数台の消防車が駆けつけても、水を出していたのは僅か2台と聞いております。消防団員が100名近く出動しましても、ほとんどの人が指をくわえて見ているしかできなかつたと、そういう状況だと聞いております。

この状況は、町長も消防管理者としまして現場に行っておられますので、また町長も長いこと消防主任をされておられましたので、この現実には町長も十分認識をされていると思います。

私は、やはり水利の問題は地形的なこともあると思いますので、専門家にしっかりアドバイスを求めて消火栓の強化とか、あるいは防火水槽を設置するなど、少しでも一歩前に蔵木地区の消防水利について前進するように、改めて町長の強い決断を求めるものであります。町長、御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員の1点目でございます。蔵木地区の消防水利についてということでお答えをしたいと思います。

消火栓の強化、防火水槽の設置などの対策についてでございますが、御承知のとおり消防水利につきましては、防火水槽や消火栓をはじめ、プール、池、水路、河川なども含まれておまして、それらを活用して消火活動を行っておるところでございます。

消防水利の基準につきましては、改めて申し上げるまでもございませませんが、消防法第20条第1項に基づきまして「消防に必要な水利の基準」として、消防庁が勧告したものにより定めたものでございます。

防火水槽や消火栓につきましても同法に基づいて設置をしております。同法の基準に満たないことや水道施設の貯水量、機能的な限界があるなど設置することが困難な場合や、設置できない



場合もございます。

こうした課題につきましては、消防水利全体の課題であると捉えまして、この中で消火栓の強化や防火水槽の設置など、地域ごとの実用に応じて整備していく必要があるというふうに考えております。

また、消防水利の状況が悪い場所での消火活動は、慎重かつ的確な適切な判断と迅速な対応が求められるのは当然のことでございます。こうした状況の中でも消火活動が行えるように、消防団員の消防力や消防水利の課題を理解した上での活動を行う必要があるというふうに考えております。

消防団員、消防水利を含む消防施設などの消防全体での取り組みを進めていく中で、火災や災害時に備えた普段からの備えや啓発活動、火災が発生した場合の対応など、消防活動全体の取り組みを積極的に進めていく中で対策を講じていきたいと思っております。

先ほど議員のほうからは、蔵木地区でこの間火災が続いたということでございます。振り返ってみますと一昨年は御紹介のあった、これは以前、ほかの議員からもございましたが、樋口地区で建物火災が発生をいたしました、10月でございました。

それから、今年になりますと今度は6月に蔵木でございました。ちょうど九郎原との境のところでその他火災が発生した。そして御紹介のあったこの8月には、田野原地区で建物火災が発生したということでございます。

水利を振り返ってみますと、私も今回改めてそのときの防御図を取り寄せて見させていただきました。一昨年10月の樋口での建物火災の折には、当初、水利につきましては学校近くの用水路、それから地区内エリア内の消火栓で消火活動に当たるという対応をしておりましたが、残念ながら水道の、貯水槽の水位が下がってくるということで、消火栓の水利から近くにありますが40トンの防火水槽のほうへ水利を求めて中継ホースで消火をしたということございました。

それから、蔵木地区でのその他火災につきましては、現場近くでタンク車とそれから近くの消火栓で水利を求める。それから、このお盆の8月15日の田野原での建物火災の折には、河川から小型動力ポンプで二口とあとはエリア内の消火栓で二口ということで、100人近い消防団員、そして14台の消防車両が駆けつけいたしましたが、御紹介があったように放水したのは4台からということございました。というような状況でございますので、やはり私も蔵木地区の水利につきましては非常に厳しいというのは重々承知をしているつもりでございます。

今回、一昨年蔵木地区で火災も続いておりますので、御指摘のとおり基本的に水利確保が難しい地区ということも踏まえた上で、これまで発生した今申し上げたその3件に限らず、これまでの経年の中で発生した火災等をもう一度掘り起こしをさせていただいて、役場、それから常備消防、もう一つは非常備消防の消防団、こちらの中で消防水利のあり方、それからそうした中











示されたということではありますが、実に今から5年先であります。その間、六日市病院は大変厳しい状況になっているものと思われま。そうならないためにも、経営改善計画を粛々と進めるという思いがありますが、六日市病院は令和6年には移行するだろうと思っている。

しかし、これで行けば令和11年に完全移行になるという随分差がありますが、この私見とは言いながら、申請は令和9年、移行は令和11年と言われたことについて、事実か、またどういう根拠でこのことを示されたのかを、町長は認識されていると思いますが、町長の認識をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般の会議の中で移行に時期についてのやり取りがあったということでございます。

現在、想定をしております公設民営化につきましては、施設設備を町が設置いたしまして、社会福祉法人石州会が民間的な経営手法を導入して運営を行う形態でございます。

先般、石州会が開催いたしました経営改善計画推進のためのいわゆる経営会議でございますが、この会議におきまして、その前提で公設民営化時期について判断するならば、石州会の経営改善の効果が見えるであろう時期ではないか。それがいわゆる今、経営改善計画に基づいて立てた財政推計、収支のところをベースにしたお話だったんだらうと私は思っておりますが、それを見る中であれば、まさに令和9年度のところが一定の安定が出てくるということでございますので、そうした効果が見えるという時期といえ、現状では令和9年度ではないかと、その前後ではないかというような見解を担当課が示したものだらうというふうに私は聞いております。そして、引き続き経営改善計画の実行を進めていただいて、その過渡期に生じる損出について町が財政支援を可能な限りしっかりさせていただきたいという旨を説明を受けております。

考え方の趣旨は同じでございます。ですから経営改善の兆しが見えて好転をしていくという、まさにその段階が公設民営化に向けた申請なり手続きを始めていく時期だらうというふうに考えております。

これを少しでも前倒しをしていくというのが評価委員会からも出されておりました。委員の皆さんもお目通しをしていただきましたが、改善策の追加提案という話があったと思いますが、これをしていけばまだまだそれが前倒しができるということでございます。

再度繰り返して申し上げますが、いずれにしましても、公設民営化に向けては、今年3月に石州会から提出されました経営改善計画書の実行が必要でございます。このことは島根県も同様の認識を示しております。

先般開催されました石州会の経営会議の中でも、島根県の直接の担当課、これは医療政策課という部署でございますが、ここの課長が出席をされまして、同様の発言をしておられるというこ

とを申し上げておきたいと思います。ですから、そのことは病院様のほうも重々御承知のことだろうというふうに認識をしております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今説明を聞きまして、納得はしませんが、答弁をいただきました。

私が思いますのは、片や4年には申請すると思っていた病院側に対して、経営会議の中であると思いますが、理事長に対して令和9年に申請をして、令和11年に完全移行すると、そういう具体的なことを私は軽々しく言うべきではないと思っております。これを聞いて病院がどれだけ衝撃を受けたか、このことを聞いて理事長は途中退席されたそうであります。あまりにも唐突にこういう数字を述べるべきではないと、本当に誰もが一番デリケートな部分であります。

そういうのを私見といいながらも、こういう時期を公の会議で述べるということは、私は町長がトップダウンで言われるんでしたら分かりますが、私は医療対策課の職員の皆さんが、こういうことを言われるということは誠に理解できません。

そのことを述べまして、次に、これはお隣の町のことでありますので、あまり私も勉強をしておりますが、差しつかえなければお聞きしますが、病院債というのがあります。お隣の町であります、14億円というお金で病院を町が買い取ったと聞いております。その14億円は病院債を使ったというふうに私は前、研修に行ったときにお聞きしましたが、公設民営化は実績がなくても、この病院債が使えるのかどうか。もし使えるのであれば、今、六日市病院に公設民営化の実績はありませんが、公設民営化にするという方針さえ決まれば使えると思っておりますが、この辺を、お隣の町のことであります、病院債について分かればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 病院債の活用についての御質問でございます。

具体的にその病院債を何に活用するとの想定があつての通告ではございませんので、一般的な答弁になりますことはお許しをいただきたいと思っております。

そもそも論の話をさせていただきますと、病院債というのは、町に例えば病院事業特別会計、そうした公営企業会計が設置されていなければ活用はできないというふうに考えております。

公設民営化の実績がない状態とは、まさに町に公営企業会計が設置されていない状態、つまりは公設の病院がない状態と思われまますので、その段階での病院債の活用はないというふうに我々は理解をしております。

ただ、議員のほうからそうしたお隣の町の活用のお話もございました。そこらあたりまでこちらのほうで精査をしておりますし、それから、実際、病院債のそのことにつきましても、県とまだ突き合せをしていない状態でもございます。ですから今の段階は一般論として答弁をさせていただきます。





う乗り切るか。それは一にも二にも公設民営化の早期申請であります。もうそれしかありません。それがなければこの問題は解決するどころか、吉賀町から地域医療がなくなるという危険性まではらんでおります。

そこを十分に、今現状を述べましたが、含んでいただいて最後にこの病院に関する町長の思いをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変重たい発言をされたなというふうに思っています。

状況は私もひしひしと感じているところではございますが、これまで桜下議員のほうから六日市学園のお話もございました。数を比較するわけではないですが、1,075名とそれから六日市病院、これは六日市病院だけではなくて六日市学園、医療技術専門学校、さらには公の施設のいわゆる管理の問題、3点セットの活性化の要望書がございました。

そのときの署名の人数が4,100人余りということでございますから、そこには数的には大きな、大きな乖離があるのは見て取れるわけでございます。ただ、その数の多い少ないということは別にして、住民の方の熱い思いがあるというのは、当然私も承知をしているところでございます。

そうした中で、今回の一昨年ですか、数年前に出された要望書は、これはやはり真摯に受け止めて対応を今もしておるところでございます。また、これにつきましては、ほかの議員のほうからも通告がございますので、そちらのほうで答弁もさせていただく準備をしておりますが、出されたものに対しては、引き続き対応をしているということを御理解をいただきたいと思っております。

それから、私自身のかじ取りのお話もございました。本当に重たい案件ばかりが今続いております。

振り返ってみると、就任早々の七日市の大火であったり、それから今お話のありました六日市学園のことであったり、六日市病院のことであったり、ここに来ましてはコロナのことであったり、いろいろあるわけでございますが、やはり為政者としては、それにしっかり対応していかなければならないということでございます。まさに判断を誤ってはいけないということでございます。

とりわけこの病院のことで言いますと、私は今、県それから石州会、町との三者で公設民営化を行っていくというその方向性を出しておいて、なかなか前に進み切れてないということは否定するものではございませんが、非常に難しい問題であるというのは承知をしております。

そして、これを成就するためには、やはり行政とまずは病院様とのほうでしっかり協議もしていかなければならないわけでございますし、それからそのためには、やはり私と理事長とが懇談をするということは、当然必要だろうと思っております。御案内もございましたが、直接的に今2人で

お会いする機会というのは少し時間が空いておるところでございます。このことにつきましても、今、島根県のほうともいろいろ協議をさせていただいて、どういう形でお会いするのがいいだろうかということで、今検討をさせていただいております。

本会議の冒頭のところで行政報告もさせていただきまして、そのときも説明をさせていただきましたが、島根県庁であったり、それからほかの医療機関であったり、病院長であったり、そうしたところにもいろいろ出向かさせていただいて、御相談なり御助言をいただきたいということで出向いているところでございます。

そうしたことを繰り返しながら、今、島根県のほうと調整をさせていただいて、次のその場面の設定をするということで、今、汗をかいているところでございますので、早いうちにそうした場面が訪れることを、また期待もしておりますし、検討をさせていただきたいと思っております。そうしたことが訪れて、結果として病院様と町、そして島根県とでその公設民営化に向けての歩が、また一つ進められるように頑張っていかなければならないかというふうに思っております。

それから、これまで何回も申し上げております。石州会での公設民営化ということで、当然、今まで協議をしておりますし、そのために、今、経営改善計画の実行支援もさせていただいて、財政支援もしようということで方針を今、表明をさせていただいているところでございます。

そうしたことをしながらも、結果的にそれがやっぱり成就、仮にできなかったということであれば、まさに吉賀町から地域医療の火が消えるということでございますので、それは最悪避けなければならないと。そういうことになると、次の手段ということも考えられるわけでございますが、それは次の段階でございます。

今は、お示しをした方針で公設民営化が成就できるように県と一緒にあって、今、調整をさせていただいているということ、改めて申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） まだまだ言いたいことはたくさんありますが、残念ながら時間の都合で、次の質問に移ります。

コロナ禍における町のイベントの開催についてということでお伺いします。

何を言いたいかといいますと、コロナがどんどんどんどん拡大している中で、なぜ公費を使った花火大会が行われたのか。「夢・花・マラソン」でさえ、あの当時は感染者がゼロでした。それでも町内の感染拡大を危惧して、準備が万端でありながら中止をしました。「きん祭みん祭」は4か月先であります。それを7月の段階で中止と決めました。これはケーブルテレビのテロップに感染拡大を防止のためというふうに出ておりましたが、これも感染拡大防止のためであります。

では、なぜ花火大会を実施したのか、参考に8番議員の午前中の質問で、コロナの感染者数を

述べましたが、町長、9月11日現在で406人というふうに言われましたが、私は調べましたが、5月は3人でありました。6月はゼロ、7月は58人でありました。8月は261人の感染が確認されております。406人のうちの250人以上を8月に確認されております。毎日、毎日島根県のホームページを見ましても、吉賀町、津和野と競争するぐらい毎日、毎日感染者が出ております。その中でも8月1日は23人の感染確認、8月3日は19人、8月8日は23人、ここまで感染者が確認されているのに、なぜ8月13日に花火大会が行われたのか、町長は、コロナ対策の本部長であります。日原も行いました。益田もありました。松江もありましたが、今、吉賀町の現状を考えたら当然、花火大会は中止をするべきであります。

そこで、今後のことがありますのが、町長、すみません、ちょっと3番目の質問を先のお伺いします。これによっては取り下げることと考えておりますので、3番目の質問を先に行きますが、この花火大会で公費は幾ら使われたのか、それを、まず最初に端的にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きましてコロナ禍における町内イベントの開催についてということで、まずは夏祭りの際の花火の際の費用は幾らかかったのかということでございます。

これは補助金で対応しておりますが、総額で328万5,000円でございます、そのうち町からの補助金といたしましては300万円ちょうどでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は、これは民間からの寄附とかあるいは柿木の皆さんの有志による費用で賄われたということであれば、この質問は取り下げつもりでございましたが、先ほど町の持ち出しとしましては300万円、これが一般会計の300万円毎年計上されております。しかし、これは、イベントとか屋台とか、そういうものをやったときの総予算が300万円というふうに計上されておりましたが、このたび花火だけでも300万円公費が使われたということでもあります。

これ町長、整合性取れますか。「夢・花・マラソン」はコロナ禍のことを考えて中止をした。「きん祭みん祭」は4か月先でありながら、コロナの感染拡大を懸念して中止をした。なのに、この花火大会だけは公費を使って行われた。全く整合性が取れません。これ町民納得しませんよ。しかもこの当時は丸山知事も不急不要の外出は控えろということで、町長のさんざん町民に向けて号外等で感染拡大について3つの密を控えろとか、さんざん注意をされておりました。

その中で、片一方で花火は柿木の連坦地まで行かなければ見られません。ということは移動しなければなりません。そういうふうな感染拡大を助長するような花火大会を、公費を使ってまで行われた。全く理解できません。

なぜ町長は中止を実行委員会が恐らくやってくれというふうに言われたと思うんですが、なぜ

町長はこういうコロナ禍のことを考えて中止をするという決断をできなかったか、中止の選択肢がなかったのか、時間の関係で5番目の中止の選択肢はなかったかということで質問を終わりますが、町長の見識をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 開催の可否につきましては、主催団体であります実行委員会のほうが決断をされるということでございまして、その中で最終的に、これは当然いろいろ議論されて、その中での結果としての開催ということであるというふうに、私は考えております。

当然、これは「きん祭みん祭」も同じでございしますが、やはり感染拡大を懸念をいたしましてステージ、それから出店といった感染の恐れのあるものは避けまして、花火の場合は場所取りなども禁止、こうした対策を講じる。なおかつ感染の際には県からもありますが、屋外の場合でも1メートル以上の間隔を取ってということで対処をするということで、最終的に決定をされた。それであれば、感染防止対策も取れるし、そうした中で決定をされたのだらうと私は思っております。

ただ、それを見に現場に行こうと思えば、当然、御自宅から移動しなければなりません、これも感染防止対策を講じて現場に行って外で見れば、そうした対策を講じてやるわけでございますので、そうした意味で実行委員会としてはそれで対応できるのではないかというふうに考えられたのではないかというふうに思っております。

中止の選択肢もあったかどうかということでございます。当然、それはあったのであらうと思っておりますが、やはり昨年、一昨年と中止してきましたので、少しでも前を向けることがないかということで、実行委員会の皆さんが検討されて、飲食を伴わない屋外イベントとして花火のみの夏祭りを開催をされたということでございます。「きん祭みん祭」も同じ趣旨のことだらうと思っておりますが、「きん祭みん祭」の場合も先ほど言いましたように、出店とか、そうしたものは中止をする。それからステージイベントにつきましては、ケーブルテレビで収録をして、それを後刻に流すと。

あと残されるのは、体験型の交流するイベントとか当然あるわけでございますが、ここはやはり「密」になったり、感染防止対策が取れないということで中止をした。ですから「きん祭みん祭」の場合は相対的に考えて、ケーブルテレビの収録をしてステージイベントを流すという以外は、全体のイベントを中止をしたということでございます。

一方、花火大会の場合は先ほど言いましたように、懸念される事項を取り除けば感染防止対策も取れるということで開催をされたということでございますので、少しやはり「きん祭みん祭」と、この夏まつりの花火大会のところでは、判断の材料がやはり違っていたのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今の町長の御答弁を聞きますと「あったのだろう」とか、「された」とか、町長はコロナ対策の本部長ではありませんか。しかも公費300万円であります。皆さんの血税であります。最後に結論を出すのは町長ではないですか。実行委員会がどうしてもやりたいといったら全部許可するんですか。

私は町長が許可をしたというふうに理解しておりましたので、町長の見識をお伺いしたんですが、今の答弁を聞きますと、実行委員会から申出があったので、許可を云々でなくて、許可が「あったと」か、「あったであろう」とか、「された」とか、全くコロナ対策本部長の答弁とは思えません。

町長は病院に多額の支援をするために行政改革をやるんだと、町民の皆さんも理解してくださいと、そこまで3つの決意で町民に訴えております。なのに、片一方では、300万円という血税を使って、コロナで真っ盛りの大変な時期に花火大会をする。しかも見えるのは連坦地に行かないと見れない、一部の人ですよ。私は柿木を批判しているわけではありません。こういう決断をした町長に対して私は認識を問うものであります。

どう町長が釈明されましても、「夢・花・マラソン」の中止、「きん祭みん祭」も中止をした中で、なぜ花火大会だけ公費を使って行われたか、ここについて全く理解できません。そのことを、まだ言いたいことはありますが、時間の都合で、町長もう一言何かありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 「きん祭みん祭」、それから「夢・花・マラソン」を引き合いに出されますが、これも全て実行委員会形式で実行委員会で判断されたことでありまして、その判断に対して私、町長が公費をいわゆる補助金を出すからということで、そこへ私の意見を申し上げたことは一度もありません。全て実行委員会の皆さんの判断に任せております。そこがやはり民間を含めた自主性のところだろうと思います。

実行委員会がせっかく事細かな議論をされて、仮に「きん祭みん祭」でもやるといったところに向けて、行政の私がだめですと、そうした議論が成立するのでしょうか。実行委員会に任せておって、実行部隊ですよ。私は、そうした関係性はやはり避けるべきだろうというふうに思っています。

まさにその民間が自主的にやろうとしているところは、やはりその判断はその判断、実行委員会のほうへ任せ、そこをやはり可能な限りで今度は財政支援も含めてでございますが、後方支援をしていくというのが官民挙げたまちづくりの私は基本姿勢だろうと思っています。

今回、花火大会の関係で実行委員会が判断をされて、実施をされました。それに対して私が、

だめですよと、こういったときに、話はまた戻るんじゃないでしょうか。「夢・花・マラソン」の判断であったり、「きん祭みん祭農業文化祭」の判断であったり、まさにそこで整合性は取れません。

ですから、私は住民のみなさんが一致団結して「これをやりましょう」というその話をされて、その決断には私はこれは賛同させていただきたいというふうに考えております。そうした中で感染防止対策をするということは当然でございますが、そういうスタンスでこれまでもそうでございますし、これからも対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） すみません、もうちょっと時間がありましたので。

普通のイベントでしたら分かりますが、コロナ禍という町民の命が一番危惧されているときに、やはり本部長として町長は中止ということ、普通のイベントで町長が口出すのを云々ということは、それはよく理解できます。しかし、コロナ禍においては、やはり町長はコロナ対策の本部長として町民の命を守るということにおいては、町長の決断が私は必要だったと思います。

恐らく同僚議員も同じことを思っていると思いますが、昨年、思い起こせば1人町内にコロナの感染が発生しただけで小学校は全て休校になりました。これは町のマニュアルに沿って決めたということで、それはそれで仕方ありませんが、昨年は1人が出ただけで小学校は休校ですよ。たしか7日か8日ですね。これは町のマニュアルに沿ったということで、これは異議を唱えるものではありませんが、そういうふうにえらい昨年と今年と、コロナ対策に向けて比較をするのは大変失礼であります、どうも昨年と違うように思います。以上であります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 反論するわけではないですよ。新型コロナが発生をして、国もまさに対処方針を日を追って変えてくるわけですよ。なぜか、それは感染防止対策と経済対策を両輪を回さなければならないと、大きな、大きな使命がある。そうした中で国においては幾らか感染防止対策を緩和して、そうすれば幾らかイベントもできる、こういうシナリオなんです。

町も同じでございます。もう最初1人目、2人目が出たときは本当に役場、庁内全員がピリピリしていたと思います。そうした中で役場の職員も感染をしました。役場を閉庁しました、柿木庁舎を。それはまだまだ国も県も我々も知見がなかったからであります。そうして時間を過ぎる中で、濃厚接触者であったり、感染防止対策、じゃあここにはリスクはないですよということがだんだん皆さん分かってきたわけですよ。

ですから、当初対応しておったものを緩和をしながら、今でいう経済と感染防止対策を両輪で回していくということでございますから、当初こうであったから、それが大きく変わったというのは、それは私は違うと思います。

やはり置かれた状況の中で、置かれた判断する中で、そのときどきで対応していくのが、私は適切であろうというふうに思っておるところでございます。

大変失礼なことを申しました。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私はとにかくこの花火大会はすべきでなかったということを思いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、1番、桜下議員の質問は終わりました。ここで10分間休憩します。

午後3時05分休憩

午後3時14分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

今日の最後の通告者になりますが、6番目の通告者、10番、中田議員の発言を許します。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 最後になりました。10番の中田です、よろしく申し上げます。

今日は2問通告しておりますので、2問をお願いいたします。

まず最初に、ヤングケアラーへの対応についてということでございます。

メディア等で盛んに言われているヤングケアラーについて、国は「経済財政運営と改革の基本方針2021」を2021年6月18日に閣議決定しました。

ヤングケアラーの早期発見、把握、支援策の推進、認知度の向上などに取り組むとされ、それに伴い2022年度は予算も計上されております。

今回、私は町長に対して、吉賀町で早期発見するためにどのような対策を取られているのか。

2番目に、実態を把握されておられるのか。

3つ目、おられるのであれば、どのような支援策を取っておられるのか。負担している家事や世話内容に応じ生活困窮、障害福祉、介護、精神保健など必要な行政サービスが手当てされているが、役所内での対応は縦割りで、それぞれの担当者任せになっていると報道されています。当町では保健福祉課、教育委員会、税務住民課のどこが担当されておられるのかお聞きいたします。

4つ目に、まだまだ低い認知度を向上させるために、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

まず、ヤングケアラーといっても、御存じない方もおられるかもしれませんので、説明をいたします。

ヤングケアラーとは、年齢に見合った手伝いの範囲を超えて、本来は大人が担うべき家事や要



介護状態の家族の介護、幼い兄弟の世話、家計を支えるためのアルバイトなど負担は多岐にわたります。もちろん本人が進んで、家族のために看護や介護をして家族からも感謝され、自分も誇りに思っている場合もあるかもしれません。

ただ、本人の負担になっている場合、友人関係が希薄になりがちで孤立し、進学や就職を断念せざるを得なくなってしまうケースなどがあります。また、専門職の方でもヤングケアラーとは介護する人でしょうと簡単に考えている方がおられるということです。

このように、ヤングケアラーをめぐる近年その問題性が強く指摘されております。このようなヤングケアラーへの対応の課題は、困っている自分の家庭のことについて友達や周囲の人に言い出しにくいので、周りの誰かが気がつき見つけ出す必要があるにもかかわらず、当事者が自分の置かれた状況について、「仕方ないこと」、「隠したいこと」と考えたりする子どももおり、早期に発見して対応することが困難な状況にあります。

また、このような状況にあるヤングケアラーを把握することは、かなり困難なこととは思われますが、少なくとも町内に存在するのかもしれないのか、存在する場合はどこの誰かを把握し、未来のある若者に支援の手を差し伸べることは、町として非常に重要なことだと考えます。

さらに私自身は、町内を巡回している中で、このヤングケアラーが身近にいるなどという話を聞いたことはありません。もし町が把握されており、どのような支援策を取っているのかを公にすることは、まだ表に出ていないヤングケアラーにとって大きな救いになると思われます。

また、このヤングケアラーについて言葉を聞いたことがないとする中学生、高校生も8割いて、社会での認知度も低いことを国も問題視しております。私自身もメディアを通じて認識した事柄ですが、吉賀町民も、また当事者もこの問題を十分に認知している方は多くはないのではないのでしょうか。

町としてこの問題をどの立場からどのような形で周知していくのかを明確にして、困っているヤングケアラーの健やかな成長を促すことが求められると思います。

以上のような対応の課題を踏まえて、町長に対して冒頭に述べました早期発見の対策、実態把握、支援策と担当課、認知度を高めるための方策について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは中田議員の1点目でございますヤングケアラーへの対応についてということで、お答えをしたいと思います。

先ほど議員のほうから御紹介のあったとおりでございます。近年社会問題として取り上げられることが多いヤングケアラーにつきましては、年齢に見合わない家事や家族の世話をし、重い負担や責任を負っている子どもたちのことを指すわけでございます。

日本にはヤングケアラーを支援するための法律はまだございません。令和3年5月に内閣府より出された「子供・若者育成支援推進大綱」では、ヤングケアラーの定義として、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている児童（18歳未満の者を指す）ということでございます。

ヤングケアラーにつきましては、以前より存在していましたが、その現状について国や自治体が把握し、支援施策について動き出したのはごく最近のことだと認識をしております。

このような中で、吉賀町は令和3年度より保健福祉課や教育委員会などでヤングケアラーへの対応方法について学ぶ研修会等に参加し、理解を深めているところでございます。

まず、1点目の早期発見の対策についてでございます。

まず、ポスターやチラシを通じて様々な立場の方にヤングケアラーについての認識を深める啓発活動を行い、知っていただくことが必要だというふうに考えております。また、子どもとかかわる関係機関である学校、保育所、教育委員会、子育て包括支援センター等の専門職や、担当者に対して理解を深め、支援対応やかかわり方などを習得するための研修等を受講して、スキルアップを図ることも併せて実施する必要があるというふうに考えております。

2点目は、実態把握についてでございます。

ヤングケアラーに特化した実態把握については現時点では行っておりませんが、子どもの不利益に関する情報、例えば児童虐待や子育て支援が必要な家庭について、学校や保育所との連携、地区担当保健師、民生委員等地域からの情報をもとに対応をしているところでございます。

先ほども申し上げましたとおりヤングケアラーにつきましては、令和3年度より関係機関及び担当課において研修等を通して理解を深めているところでございます。今後、子どもとかかわる関係機関と一緒に実態把握に努めてまいりたいと思います。

3点目は、支援策と担当課についてでございます。

先ほど申し上げたことと重複するかもしれませんが、まずはポスターやチラシを通じて様々な立場の方、あるいはヤングケアラーである子ども自身にもヤングケアラーについての認識を深める啓発活動を行うことが必要だと考えます。

また、支援策につきましては個々の家庭や環境等により、情報収集や必要な支援が異なってくると考えられます。それぞれの家庭に応じた支援計画等の作成も必要となることから、担当課や関係機関の理解を深めることが急務というふうに考えております。なお、担当課につきましては保健福祉課となっております。

担当課におきましては、窓口の設置やその周知などについて準備を進めているところでございます。

最後、4点目は、認知度を高めるための方策についてでございます。

このことにつきましても、今まで申し上げてきたところと重複いたしますが、ポスターやチラシを通じて様々な立場の方にヤングケアラーについての認識を深める啓発活動を実施をいたしまして、関係者を対象とした研修会や講演会等で認知度を向上させるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） まだ今の答弁で実態把握等は行っていないということでございました。また研修等も行っているというふうなお話でございましたが、実際に資料によりますと、実態調査あるいは職員研修とか、実態調査をするにしても市区町村が297万7,000円、1か所当たり、そのような補助金がつくというように、ネットのほうで調べさせてもらったんですが、そのような金額が予算上出ているようです。

それから関係機関の職員研修ということでも、やはり市区町村1か所当たり200万円ちょっと出ているというふうなことであります。今、私のほうからいろいろ述べましたけれども、現実的に今、実態調査もやられていない。それから研修等に少しは出かけておるというようなことでございますけれども、もう少し全国的にこのヤングケアラーということが知名度がないということもあるから本腰になれないかも分かりませんが、吉賀町として本気度を上げて、子どもの本来の仕事というか、勉学のほうに強調できるような体制づくりをしていかねばならないのではないかなというふうに思っております。

それと、担当課が保健福祉課ということで、これで1本化されておるのであればいいのではないかと思います。例えば、保険福祉課が担当をしておる場合に、教育長さんがおられますのであれですが、学校との関連、どのような打合せとかその辺で、やはり教育委員会のかかわりがないとまたできないところもあるのではなからうかなというふうな気がしますが、その辺のことについてちょっとお伺いをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁させていただきましたが、吉賀町におきましては職員が研修を行いながらということで、実態把握等はまだしていないということで答弁をさせていただきました。

いろいろ取りようがあるかと思えます。現実問題そうした実態を本当にないのかも分かりません。それとも実態があるけど、それが表面化していないということもあるんだろうと思えます。

ですから、やはり職員を含めて関係者の方が研鑽を深めて、そこを見抜いていくというようなスキルが必要なんだろうと思えますので、そうしたことに対しての研修を行っていかねばならないだろうと思えます。

先ほど御紹介もございましたけれども、補助金等もあるようでございますから、実態把握であ

ったり研修等でそうした補助金が使えるのであれば、しっかり研鑽を深めながら実態把握にも取り組んでいく必要があるかと思えます。

まずは先ほど申し上げましたが、担当課は直接的には保健福祉課でございますが、今お話があったように、当然、子どもということになりますと教育委員会もそうでございます。それから、地域でそうしたことが分かってくるということであれば、これはやはり教育委員会の学校現場だけではなくて、公民館であったり、それから民生児童委員であったりそうした方にも、専門職の方にもお力添えをいただいて情報を共有をしながら実態把握もしていかなければならないだろうというふうに考えております。

吉賀町では、実態が分からない、把握をしていないという前提でございますので、確定的なことは申し上げられませんが、まだまだその数として上ってきていない状態でございますが、令和2年に厚生労働省が中学校2年生を対象に、それから高校生を対象にそうした実態把握といえますか、状況の調査をしたことがあるようでございます。

私は今、手元にそうした詳細を持っておりませんので、覚えている範囲で申し上げますと、中学校2年生の場合に全国的にこの平均を取ると、そのヤングケアラーの割合がやっぱりあるのだと思いますが、一般的に中学校2年生ですと17人に1人ぐらいはそうしたヤングケアラーに該当する方がおられるとの見解を、厚生労働省が示しておられます。

それから、そうした方がヤングケアラーとして家事であったり、そうしたお世話をしておる時間で申し上げますと、1日で4時間、それから高校生の場合ですと3.8時間というそんな数字も記憶しておりますが、そうした実態があるわけでございます。ですから、表面的には出ていないですが、ひょっとしたら吉賀町内にもそうした方がおられるかも分かりませんので、まさに潜在化しておりますのでそうしたところをやはり救っていく、拾い上げていく、それからそうした方にしっかり声を出していただく、そうした場面の設定も必要であろうと思えますから、そのための周知活動も必要なんだろうと思えます。

ヤングケアラーの方が本当にそうしたことで御苦労をされて、やはりこういったところで影響が出てくるかということで申し上げますと、1番は学業であったり、それから就職であったり、もう一つは友人関係です。こうしたところに大きな影響が出てくるというふうに私も考えておりますので、そうしたところに支障を来さないように、関係をする機関、団体あるいは個人の皆さんと連携を取りながら、実態把握等に対して対処していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今町長が言われたように、実態把握をするということがなかなか難しいことだと思います。ただ、私たちが団塊世代のときには兄弟も多く、家のことはほとん

ど兄弟でやったり、そのような今のヤングケアラー的なことをやっておったかも分かりませんが、現在に至ってはなかなか友達同士も希薄になり、本当に町長が言われるような形で表面化がしにくいということでございますので、ぜひとも保健福祉課あるいは社会福祉協議会、いろんなところと協力していただきながら、声が出されるような社会にしていかなければ、このことはなかなか表面化しないと思いますので、ぜひとも町長のリーダーシップで家庭のほうで惨めな思いという言い方は分かりませんが、ヤングケアラーを一人でも救うという心持ちでやっていただきたいと思います。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは続いて、マイナンバーカードの普及についてお尋ねいたします。

マイナンバーカードは本人確認ができることから、コンビニで住民票の取得ができ、健康保険証や運転免許証と一体化する方向に進んでおり、政府が積極的に普及を進めているものと認識しております。

このマイナンバーカードの普及率は、令和4年5月1日現在、全国平均44%とあまり高くはないものの、吉賀町はさらに31.6%で県内の市町村でも最も低くなっております。普及率の高い自治体では、80%を超えているところもあります。

このカードの普及や活用を促進し、消費を活性化させるために、第1弾として令和3年末までにカードを作成すると、5,000円のマイナポイントがもらえる制度ができ、さらに第2弾として令和4年1月からマイナンバーカードを作成すると、5,000円のマイナポイントがもらえ、6月30日からは最高2万円のポイントがもらえる制度ができました。第2弾のマイナンバーカードの申請の締め切りは、今月9月末までとなっております。

このマイナンバーカードについて、私は最近において次のような町民の声を耳にしました。既に5,000円もらった人は第2弾でもらえるという1万5,000円を損をしたような気がする。マイナポイント最高2万円は町内のどこでどのように使うのかなど、全く分からない。マイナンバーカードを作ると、預貯金など個人情報漏れるなど不安がある。マイナンバーカードを持ち歩くと、なくしてしまいそうで不安があるなどです。

私はこれらの声を聞いて、町民がマイナンバーカードについての正しい知識を得られていないこと、またカードを作って得られるマイナポイントの使用 방법이十分理解できていない人がいることを感じました。また、先日総務省からマイナンバーカードの普及率により、国からの地方交付税に差をつけるような報道もされております。

このような低い普及率で交付税額が見直されることに一町民として危機感を覚えているところです。町民のマイナンバーカードやマイナポイントへの理解を深めるための対策がとられていることは知っておりますが、この期限付の申請日が迫っている中において、今なお町民の理解が不十分であることと、地方交付税の額にも影響する普及率について、早急な対応が求められていま

す。

これについて、町長のお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きましてマイナンバーカードの普及についてお答えをさせていただきますと思います。

マイナンバーカードにつきましては、平成27年の10月から11月にマイナンバーを記載した通知カードが郵送され、その後、平成28年1月よりマイナンバーカードの交付が始まりました。

マイナンバーカードは身分証明のほか、税金や社会保険などに関する行政手続きが可能になるほか、今後、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）、この推進により増加が予想されるオンライン手続きには必ず必要となるものでございます。

また、マイナンバーカードが保険証として使えるほか、免許証との利用も計画されており、今後の生活の中でマイナンバーカード利用の場面が増えてくることが想定されます。しかしながら、カードの普及率は国全体で50%弱と普及が進んでおらず、普及率向上が喫緊の課題となっております。

そうした中で、国は普及率向上を目的に様々なメディアを使ったPRと、マイナンバーカードを取得し一定の条件を達成した場合にポイントを付与するマイナポイント制度を実施しており、昨年第1弾として最大5,000ポイント、今年は第2弾として1万5,000ポイント、全体で最大で2万ポイントを付与するものでございます。

さて、議員より質問のありましたマイナポイント第2弾が6月30日より始まりまして、その後の町民の皆さんの反応ですが、有名タレントを使ったテレビコマーシャル等のPR効果や、マイナポイントが最大2万ポイント付与されることから、マイナンバーカードの取得者が急増しているところでございます。

また、以前にマイナンバーカードを作られた方もマイナポイントの付与手続きに来られる方も増えております。しかしながら、一方で議員の御指摘がありましたように、マイナポイントの制度について十分御理解がいただけていないこと、誤って情報を受け取られていることは、住民の皆さんへの情報の伝え方が十分でなかったと反省をしております。

今後、さらに町広報紙やケーブルテレビを利用した広報活動や各地域で開催されておりますサロン等、住民の皆さんが集まる場に出かけまして説明するなど、新たな取り組みも検討したいと考えております。

マイナポイントは、多種多様な電子マネー等に付与され複雑なことから、書面だけでは分かりづらい部分もございますので、詳細につきましては遠慮なくお気軽に税務住民課のほうへお問い

合わせをいただきたいと思います。

こうした中での本町のマイナンバーカードの取得状況についてでございます。私のほうからは8月28日現在ということで申し上げたいと思いますが、申請者数が2,742人、46%の申請率となっております。県平均に比較しまして10ポイント低いことから、普及率の向上に強力に取り組む必要がございます。

そのため、直近の取り組みといたしまして、中学、高校生とその保護者に向けて夏休みを利用したカード取得を推進するチラシの配布や、今月9月の3日と17日の土曜日には、予約制ではございますがカード交付やカード申請の支援のために、本庁舎を開庁するなどを取り組みも行っております。

また、議員からの通告にもございますように6月19日に、総務大臣から自治体ごとのマイナンバーカード普及率に応じて、来年度から地方交付税の算定に差をつける方針が発表されました。これは普及率の高い自治体を財政面で優遇し、一方遅れている自治体に取り組みを促すものでございます。算定の方法等が非常に気になるところではございますが、現時点におきましてはその算定方法が明らかになっておりません。しかしながら、この優遇される恩恵が受けられるように、申請率それから取得率の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。

今後につきましても、ほかの先進自治体等の事例を参考にして、マイナンバーカードの普及に向けて取り組みを強化してまいりたいと思います。今、答弁の中で、町全体の申請者数等の状況を申し上げました。一方では、まず役場の職員からそれに取り組もうということで、今年になって強化をさせていただいていまして、8月26日現在の状況で申し上げますと、正規職員101人のうち、申請が済みしたのはこの8月26日の段階で99%でございます。ですから現時点においては恐らく100%の申請をしていると思います。

ところが、申請をして交付を受けるまで一定期間かかりますので、実際その交付を受けているのはこの8月26日の段階では88.2%ということでございます。いずれにしても申請自体が100%済みしておりますので、ほどなくこの取得率、交付率につきましても100%になるであろうというふうに考えております。

さらにこれを進めていくために、今、私のほうから指示をしておりますのは、各課管理職を通じて各職員の配偶者、それから会計年度任用職員、これは一部事務組合の職員も含めてでございますが、今月中に申請率が100%になるようにということで指示を出しておりますので、これにつきましても申請率等が上がってくる、それが結果として吉賀町全体の申請率、交付率等のほうに上がってくる、反映されて来るんだろうと思っております。ただ、この数が50、100とかそうした数ではなかなか上がってきませんので、ぜひ全町を挙げてこうした率が上がるように、そして結果的にはあまりお金のことばかり言うとおかしな話になりますが、せっかく国のほうが

準備をしていただいております。地方交付税の優遇措置が受けられるようにそこまでの申請率、交付率には到達したいなあというふうな思いを持っております。

議会も12人いらっしゃいますが、全員申請をしていただいておりますとは思いますが、ぜひこのことをやっぱりやっていただきませんか、町民の方に対しては響きませんので、ぜひこの点につきましても私のほうからお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 町長のほうから職員も100%やっておるということで、大変いいことだなと思っております。私も以前は民間のほうで務めておりましたけど、もしこのような、例えば交付税が変わっていく、それからマイナポイントがつくというような自分に利益のあるようなことが、もし民間であって会社がもうかるようなことがあれば、ノルマをかけてでも職員に外を歩かせて、1軒でも2軒でも取ってこいというようなことをやっておったかも分からんなあと、自分では思っております。

今そのことを言うと、大変なことになるかもしれませんが、やはり作った方も2万円のポイントもつく、また交付税のほうにもある程度の差がつくというようなことから、あまり悪いことではないかと思っておりますし、自分の利用価値も上がってくるかと思っておりますので、ぜひとも、あと日数が残りわずかでございますが、しっかり職員さんとも協力しながら普及のほうに努めていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、10番、中田議員の質問は終わりました。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会いたします。御苦勞でございました。

午後3時51分散会

-----